

事業概要

令和5年度

和歌山県有田振興局健康福祉部
(湯浅保健所)

〒643-0004

和歌山県有田郡湯浅町湯浅2355-1

管内概況	1
湯浅保健所業務案内	2
総務福祉課	
総務・保護グループ	
1 生活保護	3
2 生活困窮者自立支援	4
福祉グループ	
1 高齢者福祉対策	6
2 障害者福祉対策	11
3 児童虐待防止	15
4 母子・父子・寡婦等福祉対策	15
5 女性保護	16
保健課	
保健グループ	
1 地域医療対策	17
2 感染症予防対策	19
3 結核予防対策	23
4 一般健康相談開設状況	25
5 人口動態統計	25
健康グループ	
1 精神保健福祉対策	34
2 保健師活動	36
3 健康増進対策	37
4 成人保健対策	43
5 原爆被爆者対策	44
6 難病対策	44
7 母子保健対策	49
衛生環境課	
衛生環境グループ	
1 食品衛生対策	53
2 生活衛生対策	56
3 水道関係施設指導	57
4 狂犬病予防及び動物愛護	58
5 医薬品等取締	60
6 薬物乱用防止	61
7 献血推進	62
8 骨髄バンク及び臓器移植普及推進	62
9 浄化槽関係	63
10 公害対策	63
11 廃棄物・リサイクル対策	64
12 自然環境保全	66

管内概況

令和5年4月1日現在

	面積 (km ²)	人口 (人)
有田市	36.83	25,253
湯浅町	20.80	10,542
広川町	65.35	6,532
有田川町	351.84	24,619
	474.82	66,946

資料) 面積: 国土地理院「令和5年 全国都道府県市区町村別面積調
(4月1日時点)」による

人口: 和歌山県人口調査による推計人口

湯浅保健所 業務案内

名 称		開 催 日	時 間
一般健康相談（クリニック）		第1・3火曜日	予約制 9:30～11:00
エイズ相談、HIV抗体検査		第1・3火曜日	予約制 9:30～11:00
HIV即日検査		奇数月・第3火曜日	予約制 17:00～19:00
乳 幼 児	二次健診	第1月曜日	予約制 14:00～
	療育相談	偶数月の第4木曜日	予約制 9:00～
こうのとりの相談		不定期	予約時に調整
骨髄バンク		第2・4火曜日	予約制 9:30～11:00
こ こ ろ の 健 康	こころの健康相談 こころの健康、ひきこもり、 アルコール・薬物依存について の悩みや精神保健全般に関する 相談のある方やその家族対象。	第2木曜日 第4火曜日	予約制 13:30～17:00 予約制 13:30～17:00
難病患者と家族のつどい及び医療相談		不定期	

總務福祉課

総務・保護グループ

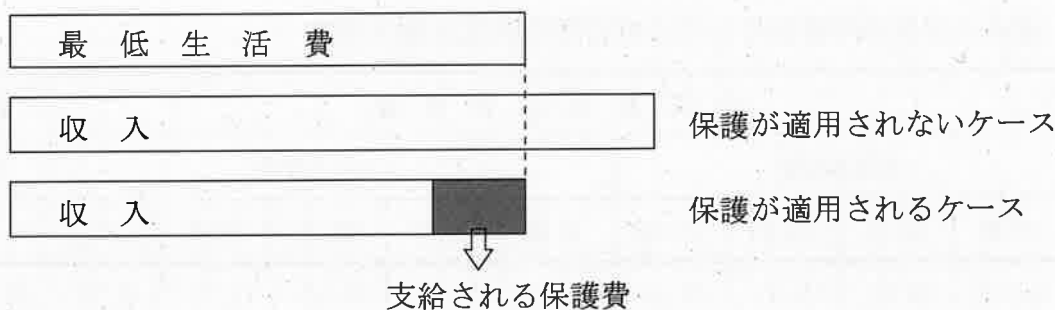
1 生活保護

(1) 制度の概要

ア 生活保護制度

生活保護は、資産や能力等すべてを活用してもなお生活に困窮する方に対し、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障し、その自立を助長する制度である。

生活保護費は、国が定める基準（最低生活費）と、被保護者の世帯の収入とを比較し、その不足する分として必要に応じ支給されるが、被保護者の資産、能力、その他活用可能なものをまず活用することが前提となる。



イ 生活保護決定に至る手続き

○事前の相談

- ・生活保護制度の説明
- ・生活福祉資金、障害者施策等各種の社会保障施策活用可否の検討

○保護の申請

- ・預貯金、保険、不動産等の資産調査
- ・扶養義務者による扶養可否の調査
- ・年金等の社会保障給付、就労収入等の調査
- ・就労の可能性の調査

○保護の決定（申請のあった日から14日以内（調査に時間を要したときは30日以内））

原則、要保護者等からの申請により決定するが、状況によっては職権により保護を決定することもある。

ウ 生活保護の種類

生活保護には以下8種類の扶助があり、国の定めた基準により生活の必要に応じて支給される。

- (ア)生活扶助・・・衣食その他日常生活の需要を満たすための費用
- (イ)住宅扶助・・・家賃や家屋の修繕・補修等にかかる費用
- (ウ)教育扶助・・・小学生・中学生の学用品、給食等の費用
- (エ)医療扶助・・・けがや病気により医療を必要とする場合の費用

- (ウ) 出産扶助・・・出産に必要な費用
- (カ) 生業扶助・・・技能習得、高等学校就学、就職支度等の費用
- (キ) 葬祭扶助・・・葬祭に必要な費用
- (ク) 介護扶助・・・介護サービスを受ける費用

(2) 管内保護動向

ア 過去5年間の年度別推移

	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
被保護世帯数	343	329	311	298	273
被保護人員数	402	391	359	348	316
保護率(%)	8.98	8.85	8.24	8.10	7.40

※ 各年度の3月末時点(以下のイにおいても同様)

※ 「‰」は1000分の1を表す。

イ 過去5年間の年度別における世帯類型別被保護世帯数

年度	世帯類型別世帯数									停止中
	単身世帯				2人以上世帯					
	高齢	障害	傷病	その他	高齢	母子	障害	傷病	その他	
H30年度	(61.2) 210	(8.8) 30	(5.5) 19	(9.3) 32	(8.8) 30	(0.3) 1	(0.9) 3	(1.7) 6	(3.2) 11	(0.3) 1
R元年度	(61.0) 201	(6.6) 22	(5.7) 19	(8.8) 29	(9.4) 31	(1.2) 4	(0.3) 1	(2.4) 8	(3.6) 12	(0.6) 2
R2年度	(65.0) 202	(10.3) 32	(7.4) 23	(3.9) 12	(6.8) 21	(1.6) 5	(0.3) 1	(1.9) 6	(2.9) 9	0
R3年度	(65.4) 195	(10.7) 32	(5.7) 17	(3.4) 10	(6.0) 18	(1.7) 5	(0.3) 1	(2.7) 8	(3.4) 10	(0.7) 2
R4年度	(63.7) 174	(11.7) 32	(6.6) 18	(4.4) 12	(6.2) 17	(1.5) 4	(0.4) 1	(2.2) 6	(2.6) 7	(0.7) 2

2 生活困窮者自立支援

(1) 制度の概要

平成27年4月に施行された生活困窮者自立支援法に基づく相談窓口を設置し、生活保護に至っていない生活困窮者で自立を目指す方の支援を行う。

(2) 事業内容

ア 自立支援相談事業

相談員が対象者の抱えている課題を分析し、ニーズに応じた支援計画を策定、関係機関等と連携し、自立に向けた支援を行う。

また、個別の支援を行うことにより就労が見込まれる方に対しては、求職活動などの実践的な支援を行う。

イ 住居確保給付金

離職等により住宅を失った又はそのおそれのある生活困窮者のうち、一定の収入や資産の条件を満たす方に対し最長12月まで賃貸住宅の家賃相当額を支給し、就労自立を図る。

ウ 就労準備支援事業

すぐに一般就労が困難な生活困窮者に対して生活習慣確立のための指導や地域のボランティア活動の場等への参加を通じ、次のステップにつなげる。

令和4年度相談・支援実績

○相談者実人員 32人

○相談内容別件数

生活※1	就労※2	住宅	健康	医療	介護	教育	その他	合計
217	70	7	0	34	0	0	1	329

※1 生活相談の内訳

①家計相談に関すること	2
②借金に関すること	0
③生活保護制度に関すること	11
④生活福祉資金貸付に関すること	19
⑤各種年金、手当等に関すること	9
⑥その他	176
計	217

※2 就労相談の内訳

①求職活動について	69
②転職について	0
③自営業等経営不振について	0
④就労収入の減少について	0
⑤雇用保険、手当等に関すること	1
⑥その他	0
計	70

福祉グループ

1 高齢者福祉対策

(1) 管内における高齢化の状況

管内における高齢者人口比率は34.6%で、県全体の33.3%を上回っており、今後、高齢化は更に進んでいくことが見込まれている。

(令和5年1月1日現在)

	総人口(A)	65歳以上人口(B)			高齢者 人口 比率(B/A)	県内 順位
		在宅 (うち一人暮らし)	施設利用			
有田市	26,214	9,344	8,935 (2,530)	409	35.6	19
湯浅町	11,172	4,134	3,883 (554)	251	37.0	16
広川町	6,661	2,339	2,226 (546)	113	35.1	20
有田川町	25,641	8,299	7,809 (2,249)	490	32.4	26
計	69,688	24,116	22,853 (5,879)	1,263	34.6	—
県全体	924,469	308,293	—	—	33.3	—

※ 住民基本台帳法に基づく住民基本台帳に記録された人口から抽出

本県では、全国を上回る早さで高齢化が進んでおり、2040年には、38.9%の高齢化率となり、県民の5人に2人が高齢者となる時代を迎えることが想定されています。

県では、高齢者の保健・福祉の向上並びに介護保険制度の一層の定着を図るため、「わかやま長寿プラン2021」(<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/040300/plan/index.html>)を策定している。この計画の中で、「高齢者が安心して、いきいきと暮らすことができる和歌山」を基本理念に、次の5つの基本方針を立て諸施策の推進を図っている。

- ・ 住み慣れた地域でみんなが支え合う社会づくり
- ・ 生きがいを持ち、健康で自立した生活を送れる社会づくり
(80歳現役社会の実現)
- ・ 安全・安心に暮らせる社会づくり
- ・ 高齢者の尊厳を保持するための環境づくり
- ・ 高齢化に対応した社会環境づくり

(2) 介護保険の状況

介護保険制度とは、40歳以上の国民が介護保険料を支払い、その保険料や税金を財源に身体機能の低下や認知症等により介護が必要となった高齢者を社会全体で支える仕組みである。

市町村で要介護(支援)認定を受けた高齢者は、費用の一部(1割～3割)を負担することにより、様々な介護サービスを受けることが可能である。

ア 要介護認定に関する状況

(a) 要介護（要支援）認定者数

(令和5年3月末) (単位：人)

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
有田市	126	338	208	328	269	274	189	1,732
湯浅町	117	169	138	114	90	115	67	810
広川町	38	68	54	70	70	81	42	423
有田川町	243	234	257	208	227	259	150	1,578
計	524	809	657	720	656	729	448	4,543

(b) 認定率・受給者率・利用率（第1号被保険者）

(令和5年3月末) (単位：人・%)

	高齢者数	認定者数	認定率	受給者数	受給者率	利用率
有田市	9,356	1,711	18.3	1,488	15.9	87.0
湯浅町	4,125	797	19.3	626	15.2	78.5
広川町	2,360	413	17.5	328	13.9	79.4
有田川町	8,296	1,554	18.7	1,132	13.6	72.8
計	24,137	4,475	18.5	3,574	14.8	79.9

※高齢者数：第1号被保険者数

認定者数：認定者数（第1号被保険者）

受給者数：サービス受給者報告数（令和5年1月サービス利用分の数値）

認定率：認定者数÷高齢者数

受給者率：受給者数÷高齢者数

利用率：受給者数÷認定者数

(c) 要介護（要支援）認定者数の推移（第1号被保険者）

(令和5年3月末) (単位：人)

	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
和歌山県	67,146	67,631	67,333	67,805	67,737	67,172
有田市	1,659	1,667	1,701	1,674	1,674	1,711
湯浅町	727	754	790	793	804	797
広川町	395	422	396	408	412	413
有田川町	1,701	1,679	1,675	1,623	1,594	1,554

(d) 認定率の推移（第1号被保険者）

(令和5年3月末) (単位：人)

	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
和歌山県	21.9	22.2	21.8	21.9	21.9	21.9
有田市	17.8	17.8	18.0	17.8	17.7	18.3
湯浅町	17.5	18.2	18.9	19.1	19.4	19.3
広川町	16.7	18.0	16.7	17.2	17.3	17.5
有田川町	20.2	20.0	20.0	19.4	19.0	18.7

※資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告」（令和5年3月暫定版）

イ 介護保険指定事業者数

介護保険サービスを提供しようとする事業者は、サービスを行う事業所ごとに都道府県知事や市町村町長の指定又は開設許可を受ける必要がある。有田管内の状況は下記のとおりである。

(a) 県指定事業者数

(令和5年4月1日現在)

	訪問介護	訪問入浴	訪問看護	通所介護	通所リハ	短期生入活所介護	短期療入養所介護	特定入施居設者	福祉用貸具与	福祉用販具売	合計
有田市	10	0	3	9	1	3	0	2	4	4	36
湯浅町	3	0	2	3	1	3	1	1	1	1	16
広川町	1	0	0	4	0	3	0	1	0	0	9
有田川町	10	1	4	4	3	5	3	0	1	1	32
	24	1	9	20	5	14	4	4	6	6	93

※病院・診療所が行う訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導は含まない。
 ※地域密着型事業所については、市町村長が指定を行うため省略。

(b) 実地指導等の状況

(令和4年度振興局実施分)

	訪問介護	訪問入浴	訪問看護	居宅管理療養指導	通所介護	通所リハ	短期生入活所介護	短期療入養所介護	特定入施居設者	福祉用貸具与	福祉用販具売	合計
令和4年度	7	1	3	0	6	0	0	0	0	2	2	21

※介護サービス指導室が主導で行う実地指導は除外

(3) 老人福祉施設・介護保健施設等の整備状況

施設整備については、入所待機者の状況や、地域間のバランスを考慮して、計画的に整備されているところである。

(令和5年4月1日現在)

ア【特別養護老人ホーム／介護老人福祉施設】

常に介護が必要で、自宅での生活が困難な方が入所して、日常生活上必要な介護、機能訓練、療養上の世話を受ける施設である。

事業所名	所在地	定員(人)
特別養護老人ホーム田鶴苑	有田市宮崎町841番地1	85
特別養護老人ホーム愛宕苑	有田市港町9番地1	50
特別養護老人ホームありだ橘苑	有田市野639番地2	80
特別養護老人ホーム潮光園	湯浅町湯浅2343番地1	90
介護老人福祉施設広川苑	広川町和田字天皇谷18番地	89
特別養護老人ホームなつあけの里 ささゆり苑	広川町大字上津木字夏明1464番地4	80
特別養護老人ホーム吉備苑	有田川町奥222番地1	80
特別養護老人ホーム寿楽園	有田川町小川992番地	57
特別養護老人ホームしみず園	有田川町粟生710番地4	55

イ【地域密着型特別養護老人ホーム／地域密着型介護老人福祉施設】

事業所名	所在地	定員(人)
特別養護老人ホームかぐのみ苑湯浅	湯浅町湯浅2032番地1	29
介護老人福祉施設平安のまち	湯浅町青木826番地1	29
特別養護老人ホームハートケア万笑	有田川町奥1026番地1	29

ウ【介護老人保健施設】

病状の安定している方が、看護や介護、リハビリを中心としたサービスが受けられる施設である。

事業所名	所在地	定員(人)
介護老人保健施設ライフケア有田	湯浅町吉川52番地1	80
クオリティライフ和歌山	有田川町庄637番地	92
オレンジの郷	有田川町吉原522番地	98
介護老人保健施設つばさ	有田川町吉原908番地	24

エ【養護老人ホーム】

65歳以上の高齢者で、環境上の理由及び、経済的理由により、在宅での生活が困難な方が入所できる施設である。

施設名	所在地	定員(人)	設置主体
長寿荘	有田市山地57番地	50	有田市
なぎ園	湯浅町吉川160番地	70	有田郡老人福祉施設事務組合

※ なぎ園については、介護保険の（介護予防）特定施設入居者生活介護の指定を受けている。

オ【生活支援ハウス】

デイサービス機能に居住部門を併設した施設で、独立して生活するには不安のある60歳以上の一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯が必要に応じて入所できる施設である。

施設名	所在地	定員(人)	設置主体
有田川町高齢者生活福祉センター	有田川町二川820番地1	20	有田川町

カ【ケアハウス】

原則として60歳以上の方であって、自炊ができない程度の身体機能の低下等が認められる方や、高齢のため独立して生活するには不安が認められる方で、家族による援助を受けることが困難な方を対象とする施設である。

施設名	所在地	定員(人)	設置主体
ケアハウス愛宕苑	有田市港町9番地1	22	(福) 守皓会
ケアハウスヘリオス	広川町和田18番地	30	(福) 和歌山ひまわり会

※ケアハウス愛宕苑は、介護保険の地域密着型特定施設入居者生活介護、ケアハウスヘリオスは(介護予防)特定施設入居者生活介護の指定を受けている。

キ【認知症対応型共同生活介護】

認知症の高齢者の方が、共同で生活をする住宅で、食事・入浴などの介護や支援、機能訓練を受けることできる施設である。

事業所名	所在地	定員(人)
グループホームいとが	有田市糸我町西43番地3	18
グループホームゆりのき苑	有田市千田左近403番地1	18
グループホーム愛宕苑	有田市港町29番地1	18
グループホームひまわり	有田市箕島22番地1	9
グループホーム有田ささゆり	有田市宮原町新町225番地	18
グループホームゆりのき苑やまち	有田市山地44番地	9
かぐのみ苑湯浅グループホーム	湯浅町湯浅2032番地1	18
グループホーム向日葵倶楽部	広川町南金屋662番地1, 663番地1	18
グループホームきびの里	有田川町小島2番地3	18
グループホームたんぽぽ	有田川町吉原951番地	18

(4) 地域包括ケア体制の構築

高齢者が介護や支援が必要となっても、安心して生活できるよう地域全体で支えるケア体制の構築が必要である。

こうした観点から、高齢者に対して総合的で継続的な支援を行うため、地域包括支援センターの機能強化を図り、これを核としながら、保健サービスの中心となる市町村保健センターや、福祉用具や住宅改修の情報の拠点としての介護実習・普及センター等との連携のもと、地域の多様なケア機関をネットワーク化し、必要な情報の共有を図り、高齢者や家族への効果的なサービスの提供を促進する。

【地域包括支援センターの状況】

(令和5年4月1日現在)

設置主体 (運営主体)	センター名	所在地	電話番号
有田市 (〃)	有田市地域包括支援センター	有田市箕島50番地 (有田市役所内)	0737-22-3540
湯浅町 (〃)	湯浅町地域包括支援センター	湯浅町青木668番地1 (湯浅町役場内)	0737-64-1120
広川町 (〃)	広川町地域包括支援センター	広川町広1500番地 (広川町役場内)	0737-23-7724
有田川町 (〃)	有田川町地域包括支援センター	有田川町中井原136番地2 (有田川町役場金屋庁舎内)	0737-32-5102

2 障害者福祉対策

県では、平成30年4月に第5次障害者計画、第5期障害福祉計画、第1期障害児福祉計画から構成する「紀の国障害者プラン2018」を策定し、障害有無によって分け隔てられることなく相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指し、総合的な障害者施策を進めてきた。その施策の柱は、「障害等についての理解」、「障害のある子供に関する支援の促進」、「雇用の就労・経済的自立の促進」、「安心して暮らせる地域づくりの推進」、「保健・医療の充実」、「住みやすい生活環境づくりの推進」、「情報・コミュニケーションに係る支援の促進」、「防災対策の推進」などである。

また、第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画は令和2年度をもって終了することから、これまでの計画の進捗状況や課題等を踏まえ、令和3年度を始期とする、第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画を策定した。

管内における身体障害者手帳及び、療育手帳の所持者状況は次のとおりである。これらの障害者の方々に、和歌山県子ども・女性・障害者相談センター、各関係機関及び市町と緊密な連携をとりながら、その福祉増進のため、障害者等支援業務を行っている。

【障害・等級別身体障害者手帳所持者状況】

(単位：名)

(令和5年3月31日現在)

障害等級	視覚障害	聴覚・平衡	聴覚・平衡・そしゃく	肢体不自由	内部障害	計
1 級	87	14	2	331	598	1,032
2 級	78	74	4	390	10	556
3 級	22	56	24	406	193	701
4 級	21	79	18	549	439	1,106
5 級	30	1	—	324	—	355
6 級	25	197	—	117	—	339
合計	263	421	48	2,117	1,240	4,089

※重複障害のある方については、その代表部位の障害区分に計上

【療育手帳所持者状況】

(令和5年3月31日現在)

区分	重度・最重度	中度・軽度	計
所持者数	246名	554名	800名

(1) 在宅福祉対策

ア 巡回相談

県子ども・女性・障害者相談センターに行くことが困難な方々のため、管内において、センター職員による巡回相談が実施されている。

○児童巡回相談（一般相談）

2か月に1回（有田市役所、清水会館、湯浅保健所）

○知的障害児（18歳未満）療育手帳巡回相談

○知的障害者（18歳以上）療育手帳巡回相談

イ 障害児福祉手当の支給

在宅の20歳未満の重度障害児に、その障害によって生ずる特別な負担の軽減を図ることを目的に手当を支給している。

○手当額：月額 15,220円（令和5年4月～）

（負担割合 国3/4、県1/4）

ウ 特別障害者手当の支給

精神又は身体に著しく重度の障害があるため、日常生活において、常時特別の介護を要する在宅の20歳以上の障害者に、福祉の一環として手当を支給している。

○手当額：月額 27,980円（令和5年4月～）

（負担割合 国3/4、県1/4）

エ 経過的福祉手当の支給

特別障害者手当・障害基礎年金を受給していない旧福祉手当の受給者に、障害によって生ずる特別な負担の軽減を図ることを目的に手当を支給している。

○手当額：月額 15,220円（令和5年4月～）

（負担割合 国3/4、県1/4）

【特別障害者手当等受給者の状況】

（令和5年3月31日現在）

区 分		障害児福祉 手 当	特別障害者 手 当	経過的福祉 手 当
有 田 郡	湯浅町	2名	8名	1名
	広川町	1名	6名	0名
	有田川町	11名	25名	0名
合 計		14名	39名	1名

※注：支給停止中の方は除く

(2) 社会参加促進対策

ア 障害者スポーツ大会の助成

障害者のスポーツ振興を図るとともに、障害者に対する社会の理解と認識を深め、障害者の自立と社会参加の促進に寄与することを目的に、県と県障害者スポーツ協会が主催者となり開催する障害者スポーツ大会に対し、他の障害者団体、市町とともにその開催運営に協力している。

〈令和4年度開催状況〉

○第22回和歌山県障害者スポーツ大会

実施競技	開催期日	会 場 名
アーチェリー	5月22日（日）	県子ども・女性・障害者相談センター アーチェリー場
卓球	5月22日（日）	県子ども・女性・障害者相談センター 体育館・多目的ホール
ボウリング	5月22日（日）	和歌山グランドボウル
陸上競技	5月29日（日）	紀三井寺公園陸上競技場
水泳	6月5日（日）	秋葉山公園県民水泳場
ポッチャ	6月12日（日）	県子ども・女性・障害者相談センター 体育館
フライングディスク	9月25日（日）	紀三井寺公園陸上競技場

イ 手話通訳者の設置

聴覚障害者及び言語機能障害者の社会参加の促進に寄与することを目的に、手話

通訳者を設置している。

聴覚障害者等の来庁時・県が主催する講演会等で手話通訳を行い、人材育成のための手話講習会を開催している。

・令和4年度手話講習会の開催状況

【基礎の復習・スキルアップ講座】

新型コロナウイルス感染症拡大のため、開講を7月に延期し8回を中止

実施回数：11回

場 所：有田振興局健康福祉部 大会議室

受講者数：22名

【手話通訳者養成フォローアップ講座】

新型コロナウイルス感染症拡大のため、開講を10月に延期し10回を中止

実施回数：9回

場 所：有田振興局健康福祉部 大会議室

受講者数：13名

【行政機関・事業所等職員向け手話講座】

令和4年11月・12月に全3回実施

場 所：有田振興局総合庁舎 大会議室

受講者数：6名

【出張！県政おはなし講座】

令和4年6月14日に実施

場 所：耐久高等学校

受講者数：17名

【はじめての手話（講座）】

令和5年2月5日に実施

場 所：有田振興局総合庁舎 大会議室

受講者数：23名

(3) 障害者総合支援法によるサービス

ア サービス体系について

障害者自立支援法が、平成25年4月1日から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）に改正された。障害者の範囲に難病等を加えるとともに、地域生活支援事業のメニュー追加やサービス基盤の計画的整備などにより、安心して生活するための支援充実などが図られている。

総合的なサービスは、「自立支援給付」と「地域生活支援事業」で構成されている。対象者となる障害者は、身体障害者（難病等により一定の障害がある人も対象）、知的障害者、精神障害者、障害児となる。

介護の支援を受ける場合には「介護給付」、訓練等の支援を受ける場合は「訓練等給付」に位置付けられるほか、自立支援医療や補装具等の給付制度などがある。

イ 利用の手続きについて

各市町または指定特定相談支援事業者にご相談し、サービスが必要な場合は各市町に申請することになる。

各市町は障害者の福祉サービスの必要性を総合的に審査・判定するため、障害者の心身の状況、社会活動や介護者の状況、居住等の状況、サービスの利用意向、

訓練・就労に関する評価を把握しその上で支給決定を行うこととなる。

※サービスを利用できる事業所については、次のホームページで最新の情報を検索することができる。
<http://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/top/>

3 児童虐待防止

児童虐待防止に関する管内の体制の整備・充実強化のため、関係機関・関係者を対象とした会議の開催や、管内の要保護児童対策地域協議会・ケース検討会へ参加、要保護児童家庭訪問を実施し、連携した支援を行う。

4 母子・父子・寡婦等福祉対策

ひとり親家庭等の相談に対応するため、母子父子自立支援員を設置し、助言・指導を行い、また経済的な自立を図るために、母子父子寡婦福祉資金の貸付、自立支援給付金事業等を行っている。

(1) 母子父子自立支援員

ひとり親家庭等の相談に応じている。

(2) 母子父子寡婦福祉資金の貸付

母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦並びに父母のない児童に、経済的自立と生活意欲の助長を図り、併せて児童福祉の増進を図るため、母子父子寡婦福祉資金の貸付を行っている。

	件数	貸付金額
令和2年度	10件	4,641,000円
令和3年度	10件	5,554,410円
令和4年度	7件	2,875,887円

(3) 自立支援給付金事業

ア 自立支援教育訓練給付金

母子家庭の母及び父子家庭の父の主体的な能力開発の取組を支援し、自立の促進を図ることを目的としている。

イ 高等職業訓練促進給付金

母子家庭の母及び父子家庭の父の就職の際に有利であり、かつ生活の安定に資する資格の取得を促進するため給付金を支給し、生活の負担の軽減を図り、資格取得を容易にすることを目的としている。

	件数	給付金額
令和2年度	1件	1,200,000円
令和3年度	1件	1,200,000円
令和4年度	2件	2,780,000円

(4) ひとり親家庭アシスト事業

ア 自立支援プログラム策定事業

児童扶養手当受給者を対象に、支援員が個別の状況に応じた自立支援プログラムを策定し、定期的な相談支援を実施する。

イ 就労支援事業

小学生を養育する自立支援プログラム策定事業の利用者を対象に、養育サービスの利用に対し補助を行う。

ウ 日常生活支援事業（定期的な利用）

未就学児を養育している自立支援プログラム策定事業の利用者を対象に、支援員を派遣し、生活援助や子育て支援を行う。

	件数
令和2年度	1件
令和3年度	2件
令和4年度	2件

(5) ひとり親家庭日常生活支援事業（一時的な利用）

母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦を対象に、就職活動など自立促進に必要な場合や、病気や冠婚葬祭など社会通念上必要と認められる場合に、支援員を派遣し、一時的に生活援助や保育サービスを行う。

(6) ひとり親家庭等特別相談事業

親権や養育費用など、複雑で専門的な問題について、弁護士が相談に応じている。

(7) 養育費確保支援給付金事業

公正証書の作成費用や養育費保証契約の締結費用などを支援する。

(8) 児童扶養手当の支給

父母の離婚や死亡などにより、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進を図るため、当該児童について児童扶養手当を支給する。

(令和5年4月1日現在)

	湯浅町	広川町	有田川町
受給者数	135名	74名	239名

5 女性保護

DV、性暴力等が社会問題化している中、それらに対応するために女性相談員を設置し、相談に応じ、関係機関と協力して被害者の保護、自立援助を行っている。

必要な場合には、母子生活支援施設への入所を支援している。

保 健 課

保健グループ

1 地域医療対策

(1) 医療施設の状況

ア 医療施設数

令和5年6月末現在

	病院	診療所	歯科診療所	助産所	施術所
有田市	2	29	15	2	38
湯浅町	1	15	6		19
広川町		4	2		5
有田川町	3	28	17		23
合計	6	76	40	2	85

イ 管内病院（診療所は療養型病床を有する施設のみを計上。）一覧表

令和5年6月末現在

医療施設名	所在地	開設者	病床
有田市立病院	有田市宮崎町6	有田市長	一般 153 感染症 4
桜ヶ丘病院	有田市箕島904	(医) 千徳会	一般 49 療養型 50
済生会有田病院	湯浅町吉川52-6	(福) 恩賜財団済生会	一般 184
県立こころの医療センター	有田川町庄31	和歌山県知事	精神 300
西岡病院	有田川町小島278-1	(医) たちばな会	一般 60 療養型 60
有田南病院	有田川町小島15	(医) 明美会	一般 26 療養型 45
土屋クリニック	有田市宮原町須谷536-1	(医) 大和会	一般 3 療養型 16
合計			一般 475 療養型 171 精神 300 感染症 4

※診療所で一般病床のみの施設は掲載せず。

(2) 救急医療対策

初期救急医療機関として昭和51年に有田川町（旧吉備町）に「有田地方休日急患診療所」が開設され、日曜・祝日と年末年始等の救急患者の受け入れを行っている。

また、重症救急患者に対応する二次救急医療体制として、平成6年度に病院群輪番制病院方式が整備されたが平成21年3月末で休止となり、平成21年4月からは救急告示病院（有田市立病院、済生会有田病院、西岡病院、有田南病院、桜ヶ丘病院）で救急患者を受け入れている。

ア 令和4年度有田地方休日急患診療所市町別診療人員実績

	有田市	湯浅町	広川町	有田川町	その他	合計
患者数(人)	217	136	105	540	47	1045
構成比(%)	20.77%	13.01%	10.05%	51.67%	4.50%	100.0%

イ 令和2年～令和4年(1月～12月)の医療圏別搬送状況 (%)

	令和2年	令和3年	令和4年
有田保健医療圏への搬送率	46.2	43.7	43.4
その他の保健医療圏への搬送率	53.8	56.3	56.6

ウ 救急告示医療施設

令和5年6月末現在

医療施設名	所在地	有効期限	専用床	電話
有田市立病院	有田市宮崎町6	R 7. 2. 6	4	82-2151
桜ヶ丘病院	有田市箕島904	R 6. 6. 27	2	83-0078
済生会有田病院	湯浅町吉川52-6	R 7. 11. 5	6	63-5561
西岡病院	有田川町小島278-1	R 8. 1. 31	5	52-6188
有田南病院	有田川町小島15	R 6. 6. 10	2	52-3730

(3) 災害医療対策

平成24年度に保健所単位で地域の医療ニーズ把握や医療救護班の派遣調整等を実施し、医療支援活動を継続的に支援するため、災害拠点病院、災害支援病院、医療関係団体、市町村、災害医療コーディネーター等で構成する地域災害医療対策会議を構築した。

また、災害現場からの情報により、適切な医療体制の構築のための助言、DMATの派遣や医薬品の供給、医療機関への傷病者の受入などにかかる調整を行う者として、災害医療コーディネーターを委嘱した。

平成26年度から、災害時を想定した更なる関係機関の連携を強化していくため、災害医療救護訓練を実施している。

ア 災害拠点病院・災害支援病院

・災害拠点病院

災害時の医療救護活動の中核施設として、重篤患者に対する救急医療の提供や医療救護チームの派遣及び応急用医療資器材の貸し出し等を行う医療機関

有田市立病院	(所在地)有田市宮崎町6
--------	--------------

- ・災害支援病院

災害拠点病院の機能を補完する医療機関

済生会有田病院 (所在地)有田郡湯浅町吉川52-6

イ 地域災害医療対策会議・災害医療研修会・災害医療救護訓練の実施

- ・地域災害医療対策会議

新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止

- ・災害医療研修会

令和4年11月10日実施

講師：有田市立病院 村木 健 氏

内 容：災害時の支援活動について～有田市立病院での取組～

※保健福祉業務研究会と同時開催のため再掲

- ・災害医療救護訓練

令和5年3月4日実施

内 容：初動訓練及び避難所支援

参加機関：有田市、湯浅町、広川町、有田川町、湯浅保健所

2 感染症予防対策

平成11年4月1日「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（感染症法）が施行され、個々の国民に対する感染症の予防・治療に重点をおいた対策、患者・感染症の人権の尊重及び感染症の発生・拡大を阻止するための迅速かつ的確な対応の整備が図られた。

また、平成16年4月の改正により、緊急時における対策の強化、動物由来感染症対策の強化、対象疾病及び疾病分類の見直しが行われ、感染力と罹患した場合の重篤性に基づき総合的な観点からの行政的な対応、措置を定めた。

さらに、平成17年9月1日からは、他の制度で既に規制されている動物以外のすべての動物輸入に届出が義務づけられることになり、また、平成18年12月8日公布の一部改正では、病原体等の管理体制の確立・分類の見直し・結核予防法を廃止、患者の人権尊重の観点、予防接種法の改正、検疫法の改正の経過及び背景により感染症対策を的確に行うための一部改正が行われた。

平成20年5月の改正により世界的大流行が危惧されている新型インフルエンザについて、感染症類型の見直し、水際対策と国内感染の連携強化等について規定され、新型インフルエンザ対策の整備が行われた。

令和元年12月に海外で新型コロナウイルス感染症が発生し、令和2年1月15日には国内患者が確認された。当初管内では医療機関において2月13日より複数の発生が確認された。新型コロナウイルス感染症は、令和2年2月1日より指定感染症として取り扱われていたが、感染症法の一部改正により令和3年2月13日より新型インフルエンザ等感染症に変更になった。

なお、管内には、感染症法に伴う第二種感染症指定医療機関として有田市立病院に感染症病床4床がある。

(1) 感染症発生動向調査事業

管内での集団発生は、昭和52年に有田市を中心に発生したコレラの集団発生があったが、それ以後は特に大きな発生は確認されていない。

感染症法により報告される疾病には、医師が診断すれば必ず報告する「全数把握疾病(88疾病)」と定点医療機関だけが報告する「定点把握疾病(25疾病)」がある。

どちらの報告も感染症発生動向調査事業により全国集計され、オンラインにより各保健所の端末に還元され、必要に応じ、地域の感染症対策に利用される。

全数把握疾病の管内報告受理状況は下表のとおりである。

【全数把握疾病管内報告受理状況】

感染症の種類	疾病の名称	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
三類	腸管出血性大腸菌感染症	—	—	—	—	—
四類	レジオネラ	1	—	—	1	2
	日本紅斑熱	—	—	—	1	—
	重症熱性血小板減少症候群 (病原体がフレボウイルス属SFTS ウイルスでものに限る。)	—	—	—	—	2
五類	水痘(入院例に限る。)	—	—	—	—	1
	梅毒	—	—	—	1	—
	後天性免疫不全症候群	1	—	—	—	—
	急性脳炎	1	—	—	—	—
	百日咳	—	41	1	3	1
	カルバペネム耐性腸内細菌科細菌 感染症	—	—	1	—	—
新型インフルエンザ等感染症	新型 コロナ ウイルス 感染症	—	7	55	1,456	14,777

※ 二類感染症の結核については別に集計

また、定点把握疾病については、基幹定点(1定点)・小児科定点(2定点)・インフルエンザ定点(4定点)より週1回、基幹定点(1定点)より月1回の患者数の報告を受け、コンピューター・オンライン・システムで厚生労働省へ情報を伝送し、速やかに管内に情報を還元することにより流行実態を早期かつ的確に把握し、予防接種、衛生教育等適切な予防措置を講じ、住民の健康増進保持に寄与することを目的とする。

なお、STD定点及び眼科定点については管内には設定はない。

各定点の対象疾患は以下のとおりである。

【定点報告対象疾患】

定点の種類	対 象 疾 患
基幹定点 (8疾患)	感染性胃腸炎(病原体がロタウイルスであるものに限る) クラミジア肺炎(オウム病を除く) 細菌性髄膜炎(髄膜炎菌・肺炎球菌・インフルエンザ菌を原因として同定された場合を除く) ペニシリン耐性肺炎球菌感染症 マイコプラズマ肺炎 無菌性髄膜炎 メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症 薬剤耐性緑膿菌感染症
小児科定点 (10疾患)	RSウイルス感染症、咽頭結膜熱、A群溶血性連鎖球菌咽頭炎 感染性胃腸炎、水痘、手足口病、伝染性紅斑、突発性発しん ヘルパンギーナ、流行性耳下腺炎
インフルエ ンザ定点	インフルエンザ(鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感 染症を除く)、新型コロナウイルス

(2) インフルエンザ流行対策

インフルエンザウイルスの流行状況を把握するため、管内の小児科医療機関で採取された検体(鼻腔拭い液等)を当所から県環境衛生研究センターへ搬送し、ウイルス検査を実施している。

なお、令和4年度については実施されていない。

(3) 赤痢菌等保菌者検索

消化器感染症の蔓延防止を目的として、赤痢菌等、腸関係菌の依頼検査を実施している。主な依頼者は給食従事者・食品関係従事者・水道従事者・一般等である。

【細菌検査実施状況(有料)】

(令和4年度)

総 数	赤痢菌	サルモネラ	腸チフス	パラチフス	大腸菌0157
90	30	25	5	5	25

(4) 予防接種の推進

予防接種は各種の感染症に対する免疫を持たない感受性者を対象に行われるもので、感染予防、発病防止、症状の軽減、病気の蔓延防止などを目的としている。

予防接種には予防接種法による「定期の予防接種」と予防接種法によらない「任意の予防接種」がある。

「定期の予防接種」は実施主体である市町村とともに、接種の推進に努めている。

「任意の予防接種」は接種を受ける本人(又は保護者)と接種する医師の責任において実施するもので、双方の合意により初めて実施可能となる。そのため、接種可能な医療機関は限られ、急に接種が必要となる住民からの問い合わせに答えられるよう、実施可能な医療機関を紹介している。

(5) エイズ予防対策

HIV感染者・エイズ患者は日本においては減少または横ばいとなっており、特に性的接触による感染が拡大している。当所では、電話・来所でのエイズ相談を実施するとともに定期のクリニック時の血液検査や、その日の内に検査結果が分かる即日検査（夜間）を無料・匿名で実施している。

また、世界エイズデーにおけるパンフレット等の配布や高校でのピアエデュケーション等を実施し正しい知識の普及啓発に努めている。

ア エイズ相談件数：5件（血液検査時の相談含む）

イ 血液検査受付件数（令和4年度）

血液検査項目	件数
HIV抗体検査	12 (3)
クラミジア抗体検査	9
梅毒	9
HCV抗体検査	4
HBs抗原検査	4

※（ ）は夜間即日検査件数(再掲)

ウ 普及啓発事業

所内にポスターを掲示

（街頭啓発は新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止）

(6) 肝炎治療特別促進事業

B型及びC型肝炎の患者の方に対する早期治療促進のため、インターフェロン治療（平成20年度開始）、核酸アナログ製剤治療（平成22年度開始）及びインターフェロンフリー治療（平成26年9月開始）を受ける際の医療費助成を行った。

【肝炎治療特別促進事業新規申請者数】

	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
インターフェロン治療	—	—	—	—	—
インターフェロンフリー治療	16	19	13	10	13
核酸アナログ製剤治療	8	4	5	2	3

(7) 新型コロナウイルス感染症対策（相談、検査）

新型コロナウイルス感染症に関する感染経路や予防方法等の一般的な相談に対応するとともに、発熱等症状のある場合は診療・検査医療機関を案内している。

また、感染が疑われる者及びその接触者等に対し、行政検査を実施している。

		R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	
相談件数		1,580	1,672	1,588	4,408	
検査件数	行政検査	保健所	109	690	5,775	6,034
		保健所以外	684	387	1,509	72
	保険適用検査	—	1,889	6,975	38,962	

3 結核予防対策

昭和26年に結核予防法が施行され、公費負担医療制度が確立し健康診断・患者管理・結核医療等を根幹とし対策が行われてきたが、医学の進歩等により平成17年4月1日に結核予防法が一部改正され、広く一律的に実施されてきた結核健康診断が、リスクの高い層に重点を絞った効果的・効率的な健康診断、乳幼児期へのBCG接種の徹底等の予防対策、より人権を重視した患者支援等への結核対策へ転換された。

そして、平成19年3月末には半世紀余り続いた結核予防法が、入院勧告等の仕組みが欠く等、人権尊重の観点が結核予防法では不十分、特定の感染症の病名を冠した法律については、差別・偏見の温床になるとの指摘から、結核対策における見直しの必要性等によって改正され、平成19年4月1日から「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）」に統合され施行される。

(1) 定期の結核検診（平成17年度改正、住民検診65歳以上）

結核は今まで順調に減少してきたが、近年は新登録患者のうち高齢者の占める割合が7割以上と高くなっている。そこで、県ではリフト付き検診車により高齢者で寝たきり、車イス等の施設入所者の結核検診を平成13年度から実施し早期発見に努めてきた。

なお、施設入所者の結核検診については、平成26年度から実施主体を財団法人和歌山県民総合健診センターへ移行した。

(2) 結核患者接触者（家族・接触者）の健診

新規登録患者の家族及び接触者に対して、感染・発病の有無及び感染源の追及のため接触者健診を実施している。ツベルクリン反応検査、IGRA検査等を実施し、感染が強く疑われる方については、医療機関を紹介し潜在性結核感染症の治療を勧めている。

また、早期に患者を発見するため、胸部エックス線撮影を実施している。その際、既に医療機関等で受診済みの方については、医師連絡等により医療機関と連携を密にし、結果把握に努めている。

(3) 管理検診（治療終了後、2年間経過観察者）

結核登録患者のうち治療終了者・治療中断者・病状不明者について、保健師訪問活動を通じ管理検診の受診勧奨を行っている。保健所での胸部エックス線撮影による病状の把握、また医師連絡及び胸部エックス線フィルム借用等（治療終了後も定期的に医療機関を受診している方）の方法により病状を把握し、治療終了後の患者フォローに務めている。

(4) 患者支援（DOTS事業）

結核患者が確実に治療完了できるよう、保健所では医療機関との連携や治療成功を目指した患者支援（服薬支援）を実施している。入院中には、看護師が服薬の確認を行いながら院内DOTSを実施している。また、DOTSカンファレンスでは、保健所と医療機関で患者の情報交換を行い服薬支援計画を立てる。通院治療中の患者については、支援計画をもとに保健所保健師を中心に服薬支援（地域DOTS）を行っている。

(5) 結核登録患者の状況

結核患者については、感染症法による医師からの患者発生届け、結核医療費公費負担申請、医師連絡、管理検診、保健師訪問等で患者情報を得て、結核発生動向調査事業等を通じ患者管理を行っている。

(年中、人) R5. 6. 30作成

	管内			和歌山県			全国	
	2年	3年	4年	2年	3年	4年	3年	4年
新登録患者数 (活動性結核)	7	4	7	86	150	94	16,238	10,235
塗抹陽性肺結核数	3	1	3	55	71	32	8,413	3,703

【湯浅管内の結核新登録患者数年次推移】

(年中、人)

(別掲)

年次	全結核		塗抹陽性肺結核		潜在性結核感染症
	男	女	男	女	計
2004 (H16)	10	5	4	4	
2005 (H17)	6	12	2	2	
2006 (H18)	10	5	7	1	
2007 (H19)	12	5	7	1	3
2008 (H20)	13	10	7	4	13
2009 (H21)	14	1	7	0	12
2010 (H22)	7	3	2	2	2
2011 (H23)	10	9	3	5	16
2012 (H24)	13	10	7	2	6
2013 (H25)	9	5	3	0	3
2014 (H26)	8	5	2	2	2
2015 (H27)	7	4	2	1	1
2016 (H28)	7	3	5	3	4
2017 (H29)	4	7	1	3	12
2018 (H30)	4	3	1	2	7
2019 (R1)	10	6	6	3	4
2020 (R2)	3	4	1	2	3
2021 (R3)	3	1	1	0	2
2022 (R4)	6	1	2	1	3

*平成19年から、潜在性結核感染症として届出

4 一般健康相談開設状況

一般住民を対象に、第1、3の火曜日9:30~11:00に健康相談窓口（予約制）を開設している。

同時にエイズ相談（性感染症も併せて）・肝炎相談も実施している。

5 人口動態統計

人口動態統計とは、出生・死亡・婚姻・離婚及び死産の5種類の「人口動態事象」について、その実態を明らかにするため、各届出書によって作成された人口動態調査票を集計したものである。

出生・死亡・婚姻及び離婚については「戸籍法」により、死産については「死産の届出に関する規定」によって、それぞれ市町長に届け出られる。これらの届出書に基づいて「人口動態調査票」が作成され、調査票は、地域保健活動の基礎資料として利用されるため、保健所長を経由して都道府県知事に提出され、さらに厚生労働大臣に提出される。厚生労働省では、調査票を集計して人口動態統計を作成している。

人口動態統計中の率は下記による。

$$\text{○出生率・死亡率・婚姻率・離婚率} = \frac{\text{件数}}{\text{人口}} \times 1,000$$

$$\text{○死産率(自然死産率・人工死産率)} = \frac{\text{死産(自然・人工)数}}{\text{出産(出生+死産)数}} \times 1,000$$

死産とは妊娠満12週以後の死産の出産をいう。

$$\text{○乳児(新生児・早期新生児)死亡率} = \frac{\text{乳児(新生児・早期新生児)死亡数}}{\text{出生数}} \times 1,000$$

乳児死亡とは生後1年未満の死亡、新生児死亡とは生後4週(28日)未満の死亡、早期新生児死亡とは、生後1週(7日)未満の死亡をいう。

$$\text{○周産期死亡率} = \frac{\text{妊娠満22週以後の死産数+早期新生児死亡数}}{\text{出産(出生数+妊娠満22週以後の死産数)数}} \times 1,000$$

周産期死亡とは妊娠満22週以後の死産に早期新生児死亡を加えたものをいう。

$$\text{○死因別死亡率} = \frac{\text{ある死因の死亡数}}{\text{人口}} \times 100,000$$

(1) 人口動態総覧

(率:人口千対)

区分	年次	出生				死亡			
		総数	率	男	女	総数	率	男	女
全国	H29	946,065	7.6	484,449	461,616	1,340,397	10.8	690,683	649,714
	H30	918,400	7.4	470,851	447,549	1,362,470	11.0	699,138	663,332
	R1	865,239	7.0	443,430	421,809	1,381,093	11.2	707,421	673,672
	R2	840,835	6.8	430,713	410,122	1,372,755	11.1	706,834	665,921
	R3	811,622	6.6	415,903	395,719	1,439,856	11.7	738,141	701,715
県	H29	6,464	6.9	3,350	3,114	12,772	13.6	6,339	6,433
	H30	6,070	6.5	3,122	2,948	13,062	14.1	6,502	6,560
	R1	5,869	6.4	3,030	2,839	12,837	14.0	6,374	6,463
	R2	5,732	6.3	2,933	2,799	12,610	13.8	6,242	6,368
	R3	5,514	6.1	2,854	2,660	12,930	14.3	6,490	6,440
保健所	H29	449	6.2	212	237	1,097	9.0	552	545
	H30	397	5.6	201	196	1,077	15.1	551	526
	R1	416	5.9	225	191	1,030	14.7	504	526
	R2	431	6.2	225	206	1,035	14.9	492	543
	R3	379	5.5	199	180	1,029	15.0	517	512
有田市	H29	158	5.8	70	88	440	16.0	221	219
	H30	141	5.2	68	73	392	14.6	203	189
	R1	137	5.2	77	60	374	14.1	193	181
	R2	127	4.8	67	60	354	13.4	173	181
	R3	127	4.9	67	60	366	14.1	175	191
湯浅町	H29	74	6.3	33	41	169	14.4	86	83
	H30	55	4.8	23	32	204	17.7	111	93
	R1	57	5.0	27	30	160	14.1	79	81
	R2	59	5.3	34	25	180	16.2	90	90
	R3	55	5.1	27	28	203	18.6	111	92
広川町	H29	49	7.0	27	22	94	13.4	43	51
	H30	29	4.2	18	11	104	15.2	48	56
	R1	29	4.3	15	14	100	14.8	50	50
	R2	31	4.6	14	17	94	14.0	45	49
	R3	26	3.9	12	14	97	14.5	50	47
有田川町	H29	168	6.5	82	86	394	15.1	202	192
	H30	172	6.7	92	80	377	14.6	189	188
	R1	193	7.6	106	87	396	15.5	182	214
	R2	214	8.5	110	104	407	16.2	184	223
	R3	171	6.8	93	78	363	14.5	181	182

(その2)

区分	年次	乳児死亡				新生児死亡		死産			
		総数	率	男	女	総数	率	総数	率	自然	人工
全国	H29	1,761	1.9	929	832	832	0.9	20,358	21.1	9,738	10,620
	H30	1,748	1.9	932	816	801	0.9	19,614	20.9	9,252	10,362
	R1	1,654	1.9	892	762	755	0.9	19,454	22.5	8,997	10,457
	R2	1,512	1.8	800	712	704	0.8	17,278	20.1	8,188	9,090
	R3	1,399	1.7	762	637	506	0.6	16,277	19.7	8,082	8,195
県	H29	12	1.9	7	5	5	0.8	150	22.7	55	95
	H30	10	1.6	7	3	5	0.8	125	20.2	58	67
	R1	7	1.2	1	6	2	0.3	124	21.1	44	80
	R2	8	1.4	3	5	2	0.3	111	19.0	45	66
	R3	15	1.7	8	7	4	0.6	91	16.2	39	52
保健所	H29	-	-	-	-	-	-	12	26.0	3	9
	H30	2	5.0	2	-	1	-	6	14.9	2	4
	R1	-	-	-	-	-	-	8	19.2	2	6
	R2	1	2.3	-	1	-	-	9	20.5	5	4
	R3	1	2.6	1	-	-	-	5	13.0	4	1
有田市	H29	-	-	-	-	-	-	5	30.7	2	3
	H30	1	7.1	1	-	-	-	2	14.0	1	1
	R1	-	-	-	-	-	-	1	7.3	-	1
	R2	-	-	-	-	-	-	2	15.5	1	1
	R3	-	7.9	-	-	-	-	2	15.5	2	-
湯浅町	H29	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	H30	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	R1	-	-	-	-	-	-	1	17.5	-	1
	R2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	R3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
広川町	H29	-	-	-	-	-	-	1	20.0	-	1
	H30	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	R1	-	-	-	-	-	-	1	34.5	-	1
	R2	-	-	-	-	-	-	1	31.3	1	-
	R3	-	-	-	-	-	-	1	37.0	1	-
有田川町	H29	-	-	-	-	-	-	4	34.5	1	5
	H30	1	5.8	1	-	1	-	4	22.7	1	3
	R1	-	-	-	-	-	-	5	25.9	2	3
	R2	1	4.7	-	1	-	-	6	27.3	3	3
	R3	-	-	-	-	-	-	2	11.6	1	1

(その3)

区分	年次	周産期死亡					婚姻		離婚		
		総数	率	妊娠満22週以降の死産	率	早期新生児死亡	率	総数	率	総数	率
全国	H29	3,308	3.5	2,683	2.8	625	0.7	606,866	4.9	212,262	1.7
	H30	2,999	3.3	2,385	2.6	614	0.7	586,481	4.7	208,333	1.7
	R1	2,955	3.4	2,377	2.7	578	0.7	599,007	4.8	208,496	1.7
	R2	2,664	3.2	2,112	2.5	552	0.7	525,507	4.3	193,253	1.6
	R3	2,741	3.4	2,235	2.8	506	0.6	501,138	4.1	184,384	1.5
県	H29	22	3.4	19	2.9	3	0.5	4,040	4.3	1,714	1.8
	H30	17	2.8	15	2.5	2	0.3	3,785	4.1	1,686	1.8
	R1	14	2.4	13	2.2	1	0.2	3,860	4.2	1,595	1.7
	R2	20	3.5	18	3.1	2	0.3	3,527	3.8	1,529	1.7
	R3	12	2.2	9	1.6	3	0.5	3,264	3.6	1,442	1.6
保健所	H29	1	2.2	1	2.2	-	-	276	3.8	96	1.3
	H30	-	-	-	-	-	-	246	3.5	118	1.7
	R1	1	2.4	1	2.4	-	-	259	3.7	117	1.7
	R2	-	-	-	-	-	-	251	3.6	82	1.2
	R3	-	-	-	-	-	-	236	3.4	87	1.3
有田市	H29	-	-	-	-	-	-	103	3.8	38	1.4
	H30	-	-	-	-	-	-	101	3.7	44	1.6
	R1	-	-	-	-	-	-	104	3.9	35	1.3
	R2	-	-	-	-	-	-	91	3.4	37	1.4
	R3	-	-	-	-	-	-	90	3.5	42	1.6
湯浅町	H29	-	-	-	-	-	-	49	4.2	15	1.3
	H30	-	-	-	-	-	-	41	3.6	21	1.8
	R1	-	-	-	-	-	-	40	3.5	24	2.1
	R2	-	-	-	-	-	-	34	3.1	9	0.8
	R3	-	-	-	-	-	-	34	3.1	12	1.1
広川町	H29	-	-	-	-	-	-	25	3.6	7	1.0
	H30	-	-	-	-	-	-	18	2.6	13	1.9
	R1	-	-	-	-	-	-	25	3.7	11	1.6
	R2	-	-	-	-	-	-	16	2.4	2	0.3
	R3	-	-	-	-	-	-	24	3.6	9	1.3
有田川町	H29	1	-	1	-	-	-	99	3.8	36	1.4
	H30	-	-	-	-	-	-	86	3.3	40	1.6
	R1	1	5.2	1	5.2	-	-	90	3.5	47	1.9
	R2	-	-	-	-	-	-	110	4.4	34	1.4
	R2	-	-	-	-	-	-	88	3.5	24	1.0

(2) 選択死因別死亡数 (率)

(率: 人口10万対)

区分	年次	全死因		結核		悪性新生物		糖尿病	
		数	率	数	率	数	率	数	率
全 国	H29	1,340,397	1,075.3	2,306	1.9	373,334	299.5	13,969	11.2
	H30	1,362,470	1,096.8	2,204	1.8	373,584	300.7	14,181	11.4
	R1	1,381,093	1,116.2	2,087	1.7	376,425	304.2	13,846	11.2
	R2	1,372,755	1,112.5	1,909	1.5	378,385	306.6	13,902	11.3
	R3	1,439,856	1,172.7	1,845	1.5	381,505	310.7	14,356	11.7
県	H29	12,772	1,360.2	16	1.7	3,287	350.1	118	12.6
	H30	13,062	1,406.0	24	2.6	3,319	357.3	120	12.9
	R1	12,837	1,398.4	20	2.2	3,305	360.0	111	12.1
	R2	12,610	1,376.4	17	1.9	3,296	359.8	89	9.7
	R3	12,930	1,425.6	11	1.2	3,297	363.5	113	12.5
保健所	H29	1,097	1,519.3	1	1.4	253	350.4	9	12.5
	H30	1,077	1,514.7	3	4.2	246	346.0	9	12.7
	R1	1,030	1,471.7	4	5.7	236	337.2	11	15.7
	R2	1,035	1,491.5	1	1.4	239	344.4	4	5.8
	R3	1,029	1,497.8	-	-	260	378.4	4	5.8
有田市	H29	440	1,603.1	-	-	97	353.4	5	18.2
	H30	392	1,455.2	1	3.7	95	352.7	-	-
	R1	374	1,414.8	1	3.8	95	359.4	5	18.9
	R2	354	1,341.4	1	3.8	91	344.8	2	7.6
	R3	366	1,406.2	-	-	103	395.7	1	3.8
湯浅町	H29	169	1,438.1	-	-	49	417.0	1	8.5
	H30	204	1,767.6	1	8.7	43	372.6	3	26.0
	R1	160	1,410.9	-	-	44	388.0	2	17.6
	R2	180	1,624.0	-	-	41	369.9	-	-
	R3	203	1,864.1	-	-	61	560.1	-	-
広川町	H29	94	1,344.6	-	-	20	286.1	-	-
	H30	104	1,516.9	-	-	23	335.5	2	29.2
	R1	100	1,483.2	-	-	14	207.7	1	14.8
	R2	94	1,395.3	-	-	28	415.6	-	-
	R3	97	1,446.7	-	-	19	283.4	1	14.9
有田川町	H29	394	1,514.7	1	3.8	87	334.5	3	11.5
	H30	377	1,462.9	1	3.9	85	329.8	4	15.5
	R1	396	1,554.6	3	11.8	83	325.8	3	11.8
	R2	407	1,616.2	-	-	79	313.7	2	7.9
	R3	363	1,447.4	-	-	77	307.0	2	8.0

(その2)

区分	年次	高血圧性疾患		心疾患(高血圧性を除く)		脳血管疾患		大動脈瘤及び解離		肺炎	
		数	率	数	率	数	率	数	率	数	率
全 国	H29	9,567	7.7	204,837	164.3	109,880	88.2	19,126	14.5	96,841	77.7
	H30	9,581	7.7	208,221	167.6	108,186	87.1	18,803	15.1	94,661	76.2
	R1	9,549	7.7	207,714	167.9	106,552	86.1	18,830	15.2	95,518	77.2
	R2	10,003	8.1	205,596	166.6	102,978	83.5	18,795	15.2	78,450	63.6
	R3	10,223	8.3	214,710	174.9	104,595	85.2	19,351	15.8	73,194	59.6
県	H29	58	6.2	2,205	234.8	895	95.3	158	16.8	1,089	116.0
	H30	61	6.6	2,250	242.2	835	89.9	147	15.8	998	107.4
	R1	52	5.7	2,278	248.1	795	86.6	144	15.7	996	108.5
	R2	58	6.3	2,094	228.6	808	88.2	159	17.4	812	88.6
	R3	60	6.6	2,080	229.3	774	85.3	166	18.3	713	78.6
保健所	H29	13	18.0	255	353.2	68	94.2	10	13.9	95	131.6
	H30	11	15.5	243	341.8	55	77.4	8	11.3	100	107.4
	R1	3	4.3	299	427.2	64	91.4	13	18.6	81	115.7
	R2	8	11.5	261	376.1	66	95.1	6	8.6	58	83.6
	R3	3	4.4	261	379.9	55	80.1	13	18.9	55	80.1
有田市	H29	3	10.9	81	295.1	28	94.2	8	13.9	37	134.8
	H30	7	26.0	66	245.0	19	70.5	2	7.4	36	140.6
	R1	2	7.6	77	291.3	22	83.2	8	30.3	34	128.6
	R2	3	11.4	63	238.7	21	79.6	2	7.6	15	56.8
	R3	1	3.8	261	215.2	55	69.2	13	23.1	18	69.2
湯浅町	H29	1	8.5	44	374.4	12	102.1	-	-	10	85.1
	H30	1	8.7	66	571.9	7	60.7	1	8.7	23	133.6
	R1	-	-	55	485.0	6	52.9	-	-	12	105.8
	R2	1	9.0	60	541.3	9	81.2	3	27.1	12	108.3
	R3	1	9.0	56	606.1	18	91.8	6	27.5	9	82.6
広川町	H29	1	14.3	23	329.0	6	85.8	1	14.3	4	57.2
	H30	-	-	25	364.6	4	58.3	3	43.8	5	199.3
	R1	-	-	45	667.5	7	103.8	1	14.8	2	29.7
	R2	-	-	22	326.6	3	44.5	-	-	6	89.1
	R3	-	-	25	372.9	6	89.5	-	-	4	59.7
有田川町	H29	8	30.8	107	411.3	22	84.6	1	3.8	44	169.2
	H30	3	11.6	86	333.7	25	97.0	2	7.8	36	139.7
	R1	1	3.9	122	479.0	29	113.9	4	15.7	33	129.6
	R2	4	15.9	116	460.6	33	131.0	1	4.0	25	99.3
	R3	2	8.0	114	454.5	21	83.7	4	15.9	24	95.7

(その3)

区分	年次	慢性閉塞性肺疾患		喘息		肝疾患		腎不全	
		数	率	数	率	数	率	数	率
全 国	H29	18,523	14.7	1,794	1.4	17,018	13.7	25,134	20.2
	H30	18,577	15.0	1,617	1.3	17,275	13.9	26,081	21.0
	R1	17,836	14.4	1,481	1.2	17,273	14.0	26,644	21.5
	R2	16,125	13.1	1,158	0.9	17,688	14.3	26,948	21.8
	R3	16,384	13.3	1,038	0.8	18,017	14.7	28,688	23.4
県	H29	221	23.5	18	1.9	141	15.0	259	27.6
	H30	225	24.2	16	1.7	186	20.0	263	28.3
	R1	195	21.2	16	1.7	136	14.8	298	32.5
	R2	164	17.9	11	1.2	162	17.7	288	31.4
	R3	148	16.3	8	0.9	142	15.7	290	32.0
保健所	H29	22	30.5	2	2.8	14	19.4	19	26.3
	H30	17	23.9	1	1.4	12	16.9	24	33.8
	R1	13	18.6	1	1.4	10	14.3	16	22.9
	R2	13	18.7	-	-	13	18.7	20	28.8
	R3	9	13.1	-	-	7	10.2	30	43.7
有田市	H29	9	32.8	1	3.6	3	10.9	11	40.1
	H30	6	22.3	1	3.7	5	18.6	10	37.1
	R1	5	18.9	-	-	7	26.5	2	7.6
	R2	8	30.3	-	-	5	18.9	6	22.7
	R3	-	-	-	-	5	19.2	10	38.4
湯浅町	H29	1	8.5	-	-	1	34.0	3	8.5
	H30	1	8.7	-	-	1	8.7	8	69.3
	R1	4	35.3	1	8.8	1	8.8	3	26.5
	R2	3	27.1	-	-	1	9.0	2	18.0
	R3	3	27.5	-	-	1	9.2	3	27.5
広川町	H29	1	14.3	-	-	1	14.3	3	42.9
	H30	-	-	-	-	3	43.8	1	14.6
	R1	1	14.8	-	-	-	-	1	14.8
	R2	-	-	-	-	1	14.8	2	29.7
	R3	1	14.9	-	-	1	14.9	4	59.7
有田川町	H29	11	42.3	1	3.8	6	23.1	4	15.4
	H30	10	38.8	-	-	3	11.6	5	19.4
	R1	3	11.8	-	-	2	7.9	10	39.3
	R2	2	7.9	-	-	6	23.8	10	39.7
	R3	5	19.9	-	-	-	23.8	13	51.8

(その4)

区分	年次	老 衰		不慮の事故		自 殺		その他の死因	
		数	率	数	率	数	率	数	率
全 国	H29	101,396	81.3	40,329	32.4	20,465	16.4	285,878	229.3
	H30	109,605	88.2	41,238	33.2	20,031	16.1	298,625	240.4
	R1	121,836	98.5	39,184	31.7	19,425	15.7	306,866	248.0
	R2	132,440	107.3	38,133	30.9	20,243	16.4	310,002	251.2
	R3	152,027	123.8	383,555	31.2	20,291	16.5	345,277	281.2
県	H29	1,184	126.1	406	43.2	179	19.1	2,538	270.3
	H30	1,236	133.0	425	45.7	197	21.2	2,760	297.1
	R1	1,357	147.8	399	43.5	160	17.4	2,575	280.5
	R2	1,476	161.1	357	39.0	151	16.5	2,668	291.2
	R3	1,620	178.6	428	47.2	186	20.5	2,894	319.1
保健所	H29	90	124.7	37	51.2	9	12.5	200	277.0
	H30	81	113.9	36	50.6	18	25.3	213	299.6
	R1	86	122.9	28	40.0	10	14.3	155	221.5
	R2	96	138.3	23	33.1	9	13.0	218	314.2
	R3	82	119.4	31	45.1	20	29.1	199	289.7
有田市	H29	44	160.3	19	69.2	3	10.9	91	331.5
	H30	31	115.1	18	66.8	7	26.0	88	326.7
	R1	34	128.6	11	41.6	5	18.9	66	249.7
	R2	34	128.8	3	11.4	5	18.9	95	360.0
	R3	38	146.0	11	42.3	13	49.9	86	330.4
湯浅町	H29	13	110.6	-	-	1	8.5	53	272.3
	H30	11	95.3	6	52.0	3	26.0	29	251.3
	R1	9	79.4	5	44.1	1	8.8	17	149.9
	R2	19	171.4	3	27.1	-	-	26	234.6
	R3	11	101.0	5	45.9	1	9.2	30	275.5
広川町	H29	5	71.5	3	42.9	2	28.6	24	343.3
	H30	9	131.3	2	29.2	3	43.8	24	350.1
	R1	4	59.3	4	59.3	1	14.8	19	281.8
	R2	8	118.7	6	89.1	2	29.7	16	237.5
	R3	6	89.5	2	29.8	1	14.9	27	402.7
有田川町	H29	28	107.6	15	57.7	3	11.5	53	203.8
	H30	30	116.4	10	38.8	5	19.4	72	279.4
	R1	39	153.1	8	31.4	3	11.8	53	208.1
	R2	35	139.0	11	43.7	2	7.9	81	321.7
	R3	27	107.7	13	51.8	5	19.9	56	223.3

(3) 悪性新生物の部位別死亡数

区分	年次	食道		胃		気管・肺		大腸		肝等		乳房	子宮
		男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	女	女
全国	H29	9,580	1,988	29,745	15,481	53,002	21,118	27,334	23,347	17,822	9,292	14,285	6,611
	H30	9,358	1,987	28,843	15,349	52,401	21,927	27,098	23,560	17,032	8,893	14,653	6,800
	R1	9,571	2,048	28,043	14,888	53,338	22,056	27,416	24,004	16,750	8,514	14,839	6,804
	R2	8,978	2,003	27,771	14,548	53,247	22,338	27,718	24,070	16,271	8,568	14,650	6,808
	R3	8,864	2,094	27,196	14,428	53,278	22,934	28,080	24,338	15,913	8,189	14,803	6,818
県	H29	64	19	249	151	527	165	233	218	197	112	100	40
	H30	78	14	240	137	504	222	235	221	185	112	94	44
	R1	73	21	251	160	514	200	250	175	171	85	122	52
	R2	62	24	231	125	497	227	229	203	161	87	119	59
	R3	85	20	268	133	484	211	252	184	160	84	106	59
保健所	H29	7	4	14	6	47	18	20	14	10	6	6	2
	H30	4	1	18	8	50	12	18	21	11	9	7	2
	R1	5	1	14	6	41	19	17	19	11	8	4	4
	R2	5	2	13	10	48	18	13	16	12	4	8	1
	R3	6	3			34	24	17	13	11	8	7	2
有田市	H29	4	-	4	3	16	6	5	5	4	2	2	-
	H30	1	1	8	1	20	7	7	7	6	3	2	1
	R1	3	-	5	1	16	4	8	9	5	5	1	2
	R2	3	2	5	2	22	4	4	7	4	1	3	1
	R3	3	1	6	3	12	7	6	7	6	6	2	1
湯浅町	H29	-	2	4	2	10	2	4	2	1	1	1	-
	H30	-	-	3	1	8	3	6	2	-	3	-	-
	R1	1	-	3	1	8	5	4	3	1	3	-	-
	R2	-	-	-	2	8	6	1	2	6	1	1	-
	R3	1	1	2	2	13	9	2	3	2	2	3	1
広川町	H29	-	-	2	-	4	2	3	1	-	1	-	-
	H30	-	-	2	1	4	-	4	3	1	1	-	-
	R1	-	-	1	1	4	1	0	1	1	-	-	-
	R2	1	-	-	1	5	4	4	1	1	1	-	-
	R3	-	-	2	1	4	2	1	1	1	-	1	-
有田川町	H29	3	1	4	1	17	8	8	6	5	2	3	2
	H30	3	-	5	5	18	2	1	9	4	2	5	1
	R1	1	1	5	3	13	9	5	6	4	-	3	2
	R2	1	-	8	5	13	4	4	6	1	1	4	-
	R3	2	1	6	4	5	6	8	2	2	-	1	-

健康グループ

1 精神保健福祉対策

保健所では、医療機関、市町村、障害福祉サービス事業所等との連携のもと、精神障害者の保健、福祉の増進と県民の精神保健に対する意識の向上を目指して、精神保健福祉対策事業を実施している。

(1) こころの健康相談

精神科の嘱託医師が相談に応じる。精神神経科を受診できずにお悩みの方や家族の方等が対象である。状況に応じて家庭訪問も行っている。

日時と担当医師 13:30～ 予約制
 第2木曜日 県立こころの医療センター 船岡医師
 第4火曜日 // 小林医師

(2) 精神障害者家族教室

精神障害者の家族を対象とし、精神科医やその他関連部門の講師を招いて、病気の理解や支援の仕方について一緒に学習していく会である。

令和4年度「精神障害者家族教室」開催状況

実施年月日	内 容	参加者数
令和5年 3月6日	講演 「ぼくのリカバリーストーリー」 ～障害を気にせず障害とともに明るく生きる 社会を目指して～ 講師 地域活動支援センター櫻 ピアサポーター 守屋 大輔 先生	17人

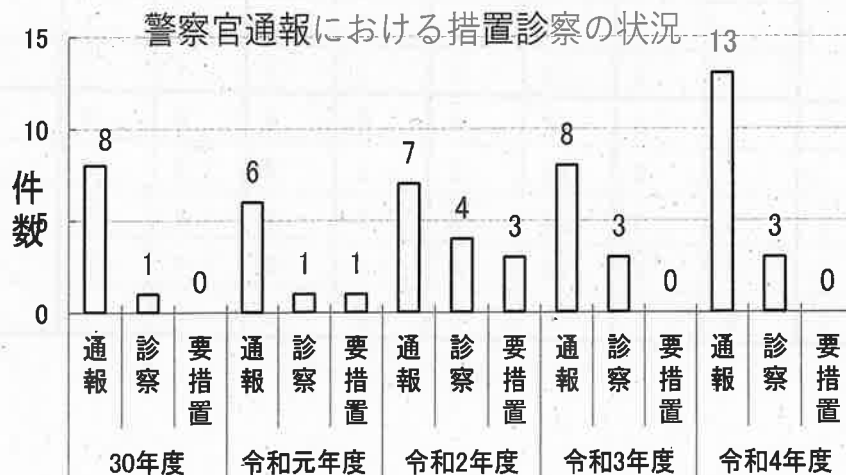
(3) 精神保健福祉法に基づく診察業務状況

警察官通報（精神保健福祉法第23条通報）に基づく対応の状況は、下記のとおり。

※その他の通報

検察官通報（精神保健福祉法第24条）は1件

一般通報（精神保健福祉法第22条）は実績なし



(4) 精神障害者保健福祉手帳所持者数

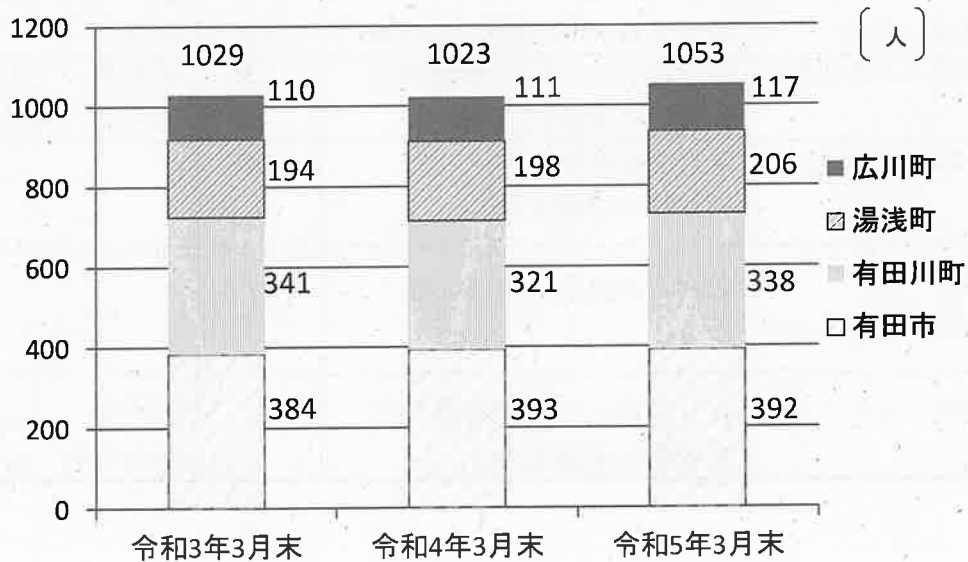
手帳の交付を受けた方に対して各種の支援策を講じやすくし、自立と社会参加の促進を図ることを目的として平成7年9月に精神障害者保健福祉手帳制度が創設された。申請窓口は市町村となっている。

(人)

	令和3年3月31日現在				令和4年3月31日現在				令和5年3月31日現在			
	1級	2級	3級	計	1級	2級	3級	計	1級	2級	3級	計
有田市	20	110	73	203	20	118	86	224	18	124	101	243
湯浅町	3	45	45	93	4	44	53	101	4	45	57	106
広川町	6	32	14	52	6	30	13	49	6	27	19	52
有田川町	13	89	57	159	15	79	70	164	15	76	74	165
湯浅保健所管内	42	276	189	507	45	271	222	538	43	272	251	566
(参考)和歌山県	735	4,052	3,801	8,588	755	4,277	4,229	9,261	766	4,419	4,687	9,872

(5) 自立支援医療（精神通院）受給者数

通院による精神医療を継続する必要がある方の通院医療費の自己負担を軽減するための公費負担医療制度で、申請窓口は市町村となっている。



2 保健師活動

地域住民の健康の保持増進や疾病予防、並びに障害者や家族を対象に健康の回復や社会復帰の促進を目的として、母子保健、成人保健、結核、感染症、難病、高齢者対策及び精神保健対策等の活動を行っている。

保健所保健師は、市町保健師ほか関係機関と連携をとりながら、保健・福祉サービスを提供している。

(1) 管内保健師就業状況

(令和5年4月1日現在)

保健所	有田市	湯浅町	広川町	有田川町	計
7	13	7	6	13	46

(2) 看護学生等の実習指導

保健所における地域保健活動の実際を学び、地域医療チーム（医師・保健師・助産師・看護師等）の相互関係の重要性を理解すると共に、それぞれの果たす役割を市町保健師等の協力を得ながら指導している。

(令和4年度)

日 程	学 校 名	人 数	備 考
4月25日～4月27日	東京医療保健大学 (和歌山看護学部)	5名	
5月25日、30日	県立医科大学助産学専攻科	2名	有田市
6月27日～7月15日	県立医科大学保健看護学部 公衆衛生看護実習Ⅱ	7名	有田市 4名 広川町 3名
7月19日～8月5日	東京医療保健大学 (和歌山看護学部)	5名	
令和5年 1月30日～1月31日	和歌山県立高等看護学院	10名	
2月6日～2月17日	県立医科大学保健看護学部 公衆衛生看護実習Ⅰ	8名	湯浅町 4名 有田川町 4名

3) 保健福祉業務研究会の開催

管内市町及び保健所の保健福祉関係者の資質向上と、相互の連携強化を図ることを目的に実施している。

【令和4年度開催状況】

開催年月日	内 容	参加者数
令和4年 6月27日 (月)	「「児童発達支援センターの役割」 ・児童発達支援センター おひさま園 園長 石井 可奈子 先生 相談員 市川 江美 先生	保健師 17名
10月13日 (木)	「子どものメンタルヘルス」 ・和歌山県立こころの医療センター 公認心理士/臨床心理士 福井 麻由 先生	保健師 8名
10月29日 (金)	「保健師活動を考える ～家庭訪問、保健指導、他機関を紹介する時～」 ・四天王寺大学看護学部 教授 山田 和子 先生	保健師 13名
11月10日 (木)	「災害時の支援活動について～有田市立病院での取組～」 ・有田市立病院 入退院支援センター 医療ソーシャルワーカー(DMAT隊員) 村木 健 先生	保健師 20名
12月 8日 (木)	「地域包括ケアをめざして～子どもから高齢者まで～」 ・一般社団法人 幹 代表理事 丸山 美智子 先生	保健師 18名
令和5年 2月 9日 (木)	「令和4年度の評価及び令和5年度計画について」	保健師 14名

3 健康増進対策

21世紀における国民の健康づくり運動「健康日本21」が平成12年に策定され、またこの「健康日本21」を推進していくための法的根拠となる健康増進法が、平成15年5月に施行された。

和歌山県でも平成13年に「元気わかやま行動計画」を策定し、市町村や関係機関等と連携して、県民の健康づくり運動に取り組んでいる。

国においては、平成18年6月の医療制度改革関連法において、医療保険者のメタボリックシンドロームに着目した特定健康診査・特定保健指導の実施が義務づけられた。

平成24年7月には、「国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針」～健康日本21（第2次）～の全部改正が告示され、生活習慣病の一次予防と重症化防止、健康寿命の延伸に加え、地域間や社会階層間の健康格差の縮小などに取り組むことが示されている。

和歌山県では、これまでの取組を検証するとともに、生活習慣改善のための目標値や行動目標等の中間評価を行い、平成24年度までの第二次和歌山県健康増進計画を策定し、「健康長寿日本一わかやま」の実現を目指し、健康づくり事業を進めてきた。また、平成

26年3月には第三次和歌山県健康増進計画が策定され、県民にわかりやすく目標を設定し、令和5年度まで県民の健康づくりを総合的に推進していくことになっている。

今後は、令和6年度から令和17年度までの第四次和歌山県健康増進計画が策定されることとなっている。

(1) 健康日本21有田保健医療圏域計画（オレンジパワープラン）の推進

すべての国民が健康で明るく元気に生活できる社会を目指して、健康寿命の延長、生活の質の向上を図る、国民健康づくり運動「健康日本21」の有田地域版として、平成16年3月末、健康日本21有田保健医療圏域計画（オレンジパワープラン）を策定した。オレンジパワープランは4つの目標分野（1. 栄養・食生活、2. こころの健康づくり、3. 嗜好品（酒・たばこ）、4. 健康管理）に絞り、地域住民の方々や行政が取り組む方向性と10年後の目標値を設定した。

平成26年3月には、「オレンジパワープランⅡ～2013～」を策定した。第2次計画では、第1次計画の課目標について評価を行い、次の10年に向けて新たな目標値を設定して、令和5年度まで地域住民の健康づくり推進に向け、様々な事業を実施している。

また、令和5年度には、令和6年度から令和17年度までの次期計画を策定する予定である。

(2) 地域・職域・学域保健連携推進協議会

住民の生命や健康を脅かす主要な疾患となっている生活習慣病（がん、心疾患、脳血管疾患、糖尿病等）を予防するためには、一人ひとりの主体的な健康づくりへの取組に加え、地域保健や職域保健、学校保健の関係機関・団体が実施する健康教育、健康相談、健康診査等の保健事業により、継続した健康管理を支援することも必要である。

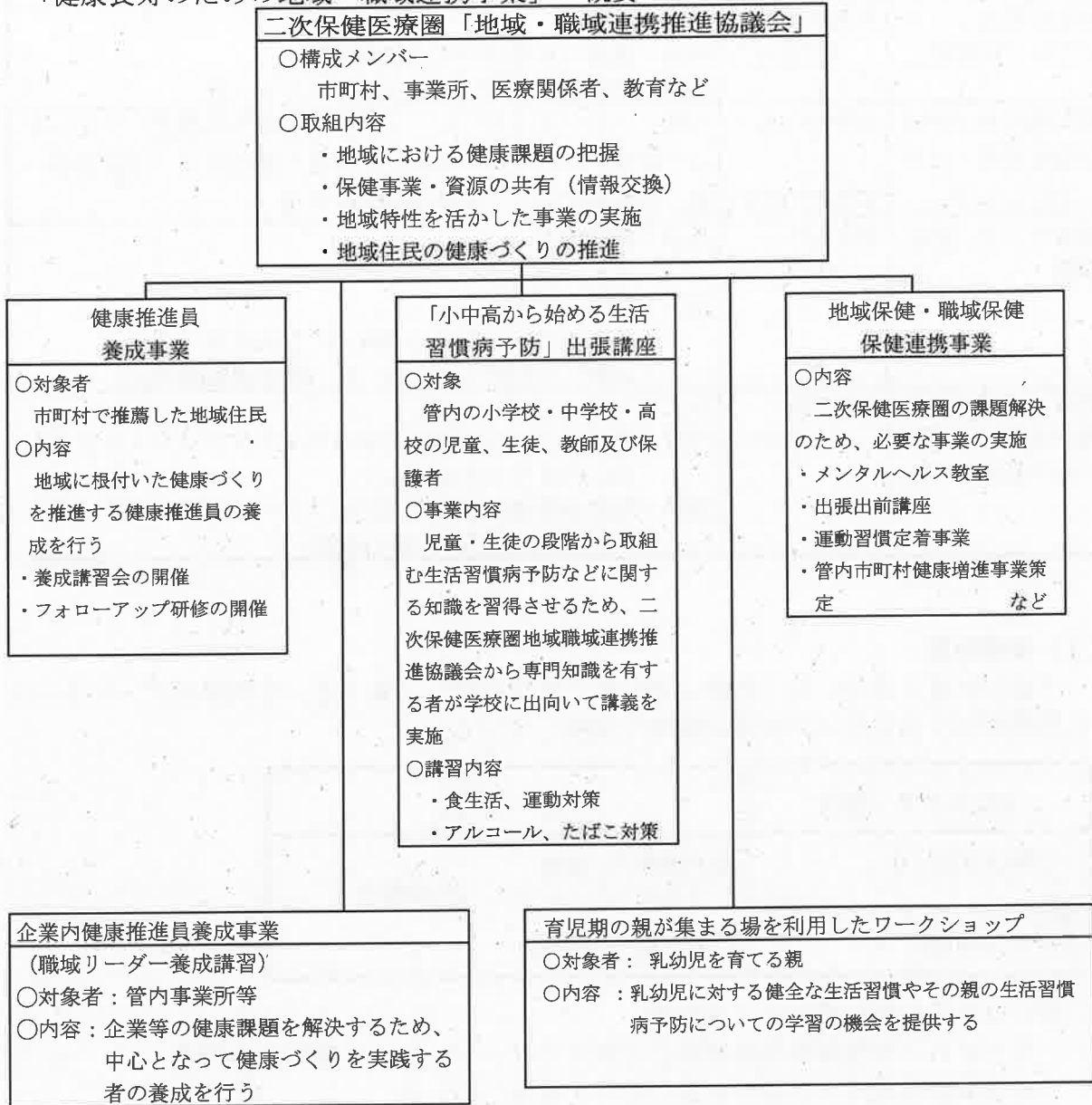
このため、地域保健、職域保健及び学校保健の連携により、健康づくりのための健康情報の共有や保健事業の実施に要する社会資源を相互に有効活用し、生涯を通じた継続的な保健サービスの提供体制の整備・充実を図ることを目的に、平成20年3月13日有田地方地域・職域・学域保健連携推進協議会を設置し、事業を実施している。

～協議会構成団体～

一般社団法人有田市医師会
一般社団法人有田医師会
有田歯科医師会
公益社団法人和歌山県看護協会有田地区支部
有田薬剤師会
公益社団法人和歌山県栄養士会（地域活動部会）

有田食生活改善推進協議会		
和歌山県母と子の健康づくり運動協会有田支部		
職域保健関係機関	大規模事業所代表	ENEOS株式会社和歌山製油所 三菱電線工業株式会社箕島製作所
		紀州有田商工会議所
		各町商工会（湯浅、広川、有田川）
		市役所、各町役場、振興局（衛生管理者等 地域保健分野と兼任）
学校保健関係機関	各市町教育委員会	
地域保健関係機関	各市町（保健事業担当・国民健康保険担当） 湯浅保健所	

「健康長寿のための地域・職域連携事業」の概要



令和4年度 健康長寿のための地域・職域連携事業実施状況

事業名		月日等	内 容
二次保健医療圏域職域連携	委員会	令和4年 6月3日	令和3年度事業報告について 令和4年度事業計画について 他
「小・中・高から始める生活習慣病予防」出張講座		令和4年10月 ～ 令和5年3月	〈児童・生徒対象〉管内小中学校 20回 587名 内容：たばこ健康(防煙教室)、歯と口の健康づくり啓発 講師：保健所職員、各市町担当職員、薬剤師会会員
がん検診受診率向上への取り組み		平成4年8月 ～ 令和5年2月	各種研修会等でがん検診啓発用パンフレット等を配布
健康推進員養成講習会		令和4年 9月9日	修了認定者26人 (有田市10人、湯浅町6人、広川町5人、有田川町5人) 内容：(1)市町住民の健康及び検診等の状況 (2)地域の健康課題(討議) (3)健康増進計画

		(4)生活習慣病予防 (5)身体活動・運動（理論と実践）
健康推進員フォローアップ研修会	令和4年 9月21日	24人 内容：講演「自宅でできる簡単運動」 講師：健康運動指導士 くわばら りみ 氏
育児期の親が集まる場を利用したワークショップ	令和4年9月 ～ 令和4年12月	内容：ベビーマッサージ、子どもの事故予防教室、マタニティ・産後ヨガ教室等に参加した母親と乳幼児に「食育まな板」60個を配布し、食育(減塩)を啓発
職域リーダー養成講習	令和4年 9月15日	内容：健康講座 ウォーキングレッスン 講師：湯浅保健所長 歌って笑って楽しい健康づくり研究所 主宰 くわばら りみ 氏（健康運動指導士）
地域・職域保健連携事業「メンタルヘルス教室」	令和5年 1月30日	24人 内容：講演「こころの健康を守るセルフケア～ストレスと上手に付き合うために～」 講師：和歌山産業保健総合支援センター 栗山 純子 氏 (産業保健相談員/公認心理師)

(3) 喫煙対策

平成12年度に策定した「和歌山県たばこ対策指針」に基づき、世界禁煙デーにあわせた禁煙啓発や未成年への防煙対策等を実施している。

実施年月日・場所	内 容
令和4年5月31日 新型コロナウイルス感染予防のため中止	世界禁煙デー啓発 ウェットティッシュ 200個配布 食生活改善推進員

※COPDの認知度向上への取組

COPD（慢性閉塞性肺疾患）に関するリーフレットを講習会参加者や防煙教室実施時に保護者対象に配付し啓発している。

(4) 栄養・食育対策の推進

地域における健康づくり及び食生活改善の推進の中で、保健所は管内における関係機関や関係団体等との連携を強化及び充実するため、中核的な機関としての役割を担うとともに、市町に対する技術的支援を通じ、管内の健康づくり及び食生活改善の拠点としての役割を担っている。

ア 栄養リーダー研修会

医療制度改革や介護保険制度の改正をはじめ食育基本法の施行等、保健・医療・福祉を取り巻く環境は大きく変わっていることにより、これからの栄養士の業務のあり方に緊急な対応が求められている。このことから市町栄養士及び在宅栄養士に対し、諸般のニーズに対応できるよう研修を行っている。

イ 栄養改善事業

住民の健康保持増進を図るために必要な栄養指導のうち、特に専門的な知識及び技術を必要とするものに実施している。

	栄養指導	再掲		運動指導	再掲	休養指導	禁煙指導
		病態別	訪問				
個別延人	0	0	0	0	0	0	0
集団延人	0	0	0	75	0	0	190

(令和4年度地域保健・健康増進事業報告より)

ウ 食生活改善推進員活動支援

食生活改善推進員とは、保健所や市町村で行う養成事業を卒業した後、地域でボランティア事業を行う者で、現在有田管内では91名(R5.3.31現在)が活動し、市町協議会組織、保健所単位組織を持っている。一人ひとりの力が結集され、組織の力となり、「私達の健康は私達の手で」をスローガンに活動を行っている。組織で、県民の生涯における健康づくりを、「食」を通じて地域に推進していただくための支援をしている。

主な活動は、定期的な研修に加え、各市町において食生活改善、健診受診勧奨等の普及啓発、地域の健康づくり事業を積極的に実施している。

(a) 主な伝達講習会等 (令和4年度)

令和4年4月 健康ハイキング (有田市)

令和5年2月 すこやか懇親会 (有田市)

このほかに各市町協議会で、地域の実情に即した事業や活動を展開している。

(b) 令和4年度管内市町協議会活動状況集計

支部名	子供の健康・食生活		若者・働き世代の健康・食生活		高齢者の健康・食生活		その他		総数	
	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数
有田市	1	14	1	60	1	19	0	0	3	93
湯浅町	0	0	0	0	0	0	5	90	5	90
広川町	1	18	0	0	1	12	2	19	4	49
有田川町	20	85	23	72	79	302	31	54	153	513
計	22	117	24	132	81	333	38	163	165	745

推進員数 計91名 (令和5年3月31日)

有田市 30名 湯浅町18名 広川町16名 有田川町 27名

オ 給食施設指導

健康増進法等関係法令に基づき管内の特定給食施設の把握並びに当該施設に対する技術的な指導及び助言を行うとともに、立入検査を行っている。

また特定給食施設以外の給食施設であっても、特定かつ多数の者に対して継続的に食事を供給する施設については、その栄養管理について必要な指導及び助言を行っている。

(a)管内給食施設

(令和4年度末)

	管理栄養士みの施設		どちらもある施設			栄養士みの施設		どちらもない施設	調理師のいる施設		調理師のいない施設	
	施設数	管理栄養士数	施設数	管理栄養士数	栄養士数	施設数	栄養士数	施設数	施設数	調理師数	施設数	
特定給食施設	学 校	5	6	0	0	0	3	3	2	10	64	0
	病 院	1	3	4	9	11	0	0	0	5	21	0
	老人保健施設	1	1	2	3	2	0	0	0	3	8	0
	老人福祉施設	3	3	4	4	7	0	0	0	7	16	0
	児童福祉施設	2	2	1	1	1	3	3	7	10	24	3
	社会福祉施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	事 業 所	0	0	0	0	0	1	1	1	2	4	0
	そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	12	15	11	17	21	7	7	10	37	137	3
その他の施設	学 校	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	0
	病 院	0	0	1	1	1	0	0	0	1	2	0
	老人保健施設	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
	老人福祉施設	3	3	1	1	1	3	4	0	5	11	2
	児童福祉施設	1	1	0	0	0	2	2	6	8	12	1
	社会福祉施設	0	0	1	1	1	2	2	15	10	14	8
	事 業 所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	4	4	3	3	3	7	8	23	25	40	12
合 計	16	19	14	20	24	14	15	33	62	177	15	

(b)給食施設等指導延施設数

(令和4年度)

特定給食施設		その他の給食施設	計
1回100食以上又は 1日250食以上	1回300食以上又は 1日750食以上		
12	9	8	29

カ 食品表示（健康増進法関係）

1) 栄養表示基準（食品表示法第4条第1項）

栄養表示基準は、一般消費者に販売する加工食品（生鮮食品は除くが、鶏卵は含む）に、日本語で栄養成分・熱量に関する表示をする場合に適用される基準である。

なお、平成27年4月1日から食品表示法が施行され、栄養表示が義務化されている。

2) 虚偽誇大広告等の禁止（健康増進法第32条の2）

健康保持増進の効果等に関する広告等について、「著しく事実に相違する」または「著しく人を誤認させる」ような表示をすることは規制の対象となる。保健所ではこれらの表示についての相談指導等を行っている。

(5) 免許関係

令和4年度（〔 〕内は令和3年度）

	管理栄養士	栄養士
免許申請	2〔10〕	1〔1〕
書換申請	3〔4〕	1〔9〕
再交付申請	1〔0〕	0〔1〕

(6) みんなで実践！健康づくり運動ポイント事業

平成29年度新政策として、平成29年10月から県下全域で開始。

すべてのライフステージにおいて、運動不足は生活習慣病の原因と考えられている。生涯にわたり健康を維持するためには、運動習慣など継続した実施が大切である。

そこで県では、県民総参加の健康づくりを推進するため、自治会活動や個人運動活動にポイントを付与し、地域ぐるみで楽しく競いながら運動習慣の定着を図っている。

4 成人保健対策

第二次大戦後、日本の主要死亡・疾病構造は大きく変化して来た。結核、肺炎等の感染症疾患から悪性新生物、心疾患、脳血管疾患等の生活習慣病が主流を占めるようになった。

昭和58年2月に老人保健法が施行され、高齢化社会の到来に備え、老人医療と保健事業を総括し、成人の健康づくりと生活習慣病を予防し、その早期発見・早期治療を行うことを目的とした総合的な保健医療サービスが提供された。

平成17年12月、政府・与党医療改革協議会は、少子高齢化、経済の低迷等環境が大きく変化する中で、将来にわたって持続可能な医療制度を再構築する必要性から「医療制度改革大綱」を取りまとめ、平成18年6月に医療制度改革関連法が公布され、老人保健法は平成20年4月に「高齢者の医療の確保に関する法律」に改正された。

これにより、基本健康診査及び事後指導は、内臓脂肪症候群に着目した特定健診・特定保健指導として医療保険者に義務化され、これ以外の保健事業は健康増進法に基づき市町村が引き続き実施することとなった。

(1) 特定健康診査実施状況

糖尿病、高血圧症、脂質異常症等の生活習慣病の予防と早期発見を目的に実施されている。ここに示したのは市町村が実施主体となっている国民健康保険加入者を対象とした特定健康診査実施状況で、令和3年度の県の平均受診率35.4%に対して管内の平均受診率は34.2%である。

(令和3年度)

市町名	対象者数	受診者数	受診率	特定保健指導実施率		
				対象者数	終了者数	実施率
				A (人)	B (人)	D/C (%)
有田市	5,689	2,118	37.2	206	42	20.4
湯浅町	2,624	860	32.8	91	30	33.0
広川町	1,562	520	33.3	44	11	25.0
有田川町	5,270	1,684	32.0	155	56	36.1
計	15,145	5,182	34.2	496	139	28.0

資料) 特定健康診査・特定保健指導実施状況 (法定報告速報値)

(2) がん検診実施状況

(令和3年度)

市町名	胃がん			子宮頸がん			乳がん		
	対象者数 A(人)	受診者数 (※) B(人)	受診率 B/A (%)	対象者数 A(人)	受診者数 (※) B(人)	受診率 B/A (%)	対象者数 A(人)	受診者数 (※) B(人)	受診率 B/A (%)
有田市	7,449	1,366	18.3	7,770	1,744	22.4	5,523	1,196	21.7
湯浅町	3,141	495	15.8	3,241	1,028	31.7	2,353	575	24.4
広川町	1,878	354	18.8	2,001	497	24.8	1,459	321	22.0
有田川町	6,764	660	9.8	7,531	2,134	28.3	5,081	948	18.7
計	19,232	2,875	14.9	20,543	5,403	26.3	14,416	3,040	21.1

市町名	肺がん			大腸がん		
	対象者数 A(人)	受診者数 B(人)	受診率 B/A (%)	対象者数 A(人)	受診者数 B(人)	受診率 B/A (%)
有田市	10,699	1,261	11.8	10,699	1,028	9.6
湯浅町	4,558	530	11.6	4,558	535	11.7
広川町	2,806	362	12.9	2,806	366	13.0
有田川町	9,874	824	8.3	9,874	1,096	11.1
計	27,937	2,977	10.7	27,937	3,025	10.8

(※) 胃、子宮及び乳がん検診の受診者数

(当該年度受診者数) + (前年度受診者数) - (2年連続受診者数)

※各がん検診受診率について

「地域保健・健康増進事業報告(69歳以下)」に基づく(受診率=市町村がん検診受診者

/対象年齢の市町村全住民)。

5 原爆被爆者対策

原爆被爆者に対する対策は、「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律」及び「原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律」の原爆2法に基づき実施されてきたが、平成7年7月より、被爆者の高齢化の進行及び環境の変化等を踏まえ、総合的な対策を講じる観点から、原爆2法を1本化して、「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（被爆者援護法）」が制定され、健康手帳の交付、健康診断の実施、医療の給付、各種手当（医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当、保健手当、介護手当と葬祭料）の支給を実施している。

なお、令和5年3月末現在の管内の健康手帳所持者は9名である。

6 難病対策

(1) 難病法に基づく医療費等の公費負担制度

平成27年1月から難病法「難病の患者に対する医療等に関する法律」が施行され、これまでの特定疾患治療研究事業の56疾病から110疾病に拡大され、7月にはさらに306疾病に医療費助成の対象が拡充された。その後、平成29年4月1日に24疾病、平成30年に1疾病、平成31年に2疾病、令和3年に5疾病追加され、現在対象疾病数は338となる。

下表に示す病気の方は、県知事に申請し特定医療費（指定難病）受給者証交付を受けることにより、医療保険及び介護保険の自己負担分の軽減が受けられる。

各疾病ごとに認定基準が定められている。

ア 受給者証の交付を受けると、「難病法に基づき指定された医療機関」（訪問看護ステーション・保険調剤薬局を含む）で治療を受けた場合、それぞれの自己負担額の合計に対して自己負担月額上限額が適用される。月額上限額に達した場合、それ以降は月末まで自己負担は0円となる。

イ 生活保護受給者の方は自己負担はない。

難病医療法の対象となる338疾病及び管内医療費助成受給者数

(指定難病)

(令和4年度受給者数)

難病の患者に対する医療等に関する法律第5条第1項に規定する指定難病

疾患番号	病名	受給者数(人)	疾患番号	病名	受給者数(人)
1	球脊髄性筋萎縮症	0	56	ベーチェット病	4
2	筋萎縮性側索硬化症	8	57	特発性拡張型心筋症	10
3	脊髄性筋萎縮症	0	58	肥大型心筋症	4
4	原発性側索硬化症	0	59	拘束型心筋症	0
5	進行性核上性麻痺	6	60	再生不良性貧血	9
6	パーキンソン病	117	61	自己免疫性溶血性貧血	1
7	大脳皮質基底核変性症	1	62	発作性夜間ヘモグロビン尿症	0
8	ハンチントン病	1	63	特発性血小板減少性紫斑病	9
9	神経有棘赤血球症	0	64	血栓性血小板減少性紫斑病	0
10	シャルコー・マリー・トゥース病	1	65	原発性免疫不全症候群	0
11	重症筋無力症	12	66	IgA腎症	10
12	先天性筋無力症候群	0	67	多発性嚢胞腎	6
13	多発性硬化症/視神経脊髄炎	21	68	黄色靭帯骨化症	8
14	慢性炎症性脱髄性多発神経炎/多巣性運動ニューロパチー	3	69	後縦靭帯骨化症	52
15	封入体筋炎	0	70	広範脊柱管狭窄症	3
16	クロウ・深瀬症候群	0	71	特発性大腿骨頭壊死症	9
17	多系統萎縮症	5	72	下垂体性ADH分泌異常症	7
18	脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く。)	11	73	下垂体性TSH分泌亢進症	1
19	ライソゾーム病	0	74	下垂体性PRL分泌亢進症	1
20	副腎白質ジストロフィー	0	75	クッシング病	0
21	ミトコンドリア病	4	76	下垂体性ゴナドトロピン分泌亢進症	0
22	もやもや病	8	77	下垂体性成長ホルモン分泌亢進症	5
23	プリオン病	0	78	下垂体前葉機能低下症	16
24	垂急性硬化性全脳炎	0	79	家族性高コレステロール血症(ホモ接合体)	0
25	進行性多巣性白質脳症	0	80	甲状腺ホルモン不応症	0
26	HTLV-1関連脊髄症	0	81	先天性副腎皮質酵素欠損症	0
27	特発性基底核石灰化症	0	82	先天性副腎低形成症	0
28	全身性アミロイドーシス	5	83	アジソン病	1
29	ウルリッヒ病	0	84	サルコイドーシス	9
30	遠位型ミオパチー	0	85	特発性間質性肺炎	19
31	ベスレムミオパチー	0	86	肺動脈性肺高血圧症	3
32	自己食空胞性ミオパチー	0	87	肺静脈閉塞症/肺毛細血管腫症	0
33	シュワルツ・ヤンペル症候群	0	88	慢性血栓性肺高血圧症	1
34	神経線維腫症	5	89	リンパ管筋腫症	1
35	天疱瘡	1	90	網膜色素変性症	15
36	表皮水疱症	0	91	バッド・キアリ症候群	0
37	膿疱性乾癬(汎発型)	2	92	特発性門脈亢進症	0
38	スティーヴンス・ジョンソン症候群	2	93	原発性胆汁性胆管炎	19
39	中毒性表皮壊死症	1	94	原発性硬化性胆管炎	2
40	高安動脈炎	5	95	自己免疫性肝炎	7
41	巨細胞性動脈炎	1	96	クローン病	34
42	結節性多発動脈炎	0	97	潰瘍性大腸炎	60
43	顕微鏡的多発血管炎	11	98	好酸球性消化管疾患	0
44	多発血管炎性肉芽腫症	1	99	慢性特発性偽性腸閉塞症	0
45	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症	2	100	巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症	0
46	悪性関節リウマチ	2	101	腸管神経節細胞減少症	0
47	バーンジャー病	0	102	ルピンシュタイン・テイビ症候群	0
48	原発性抗リン脂質抗体症候群	0	103	CFC症候群	0
49	全身性エリテマトーデス	33	104	コステロ症候群	0
50	皮膚筋炎/多発性筋炎	14	105	チャージ症候群	0
51	全身性強皮症	35	106	クリオピリン関連周期熱症候群	0
52	混合性結合組織病	7	107	若年性特発性関節炎	1
53	シェーグレン症候群	16	108	TNF受容体関連周期性症候群	0
54	成人スチル病	3	109	非典型溶血性尿毒症症候群	0
55	再発性多発軟骨炎	1	110	ブラウ症候群	0

疾患番号	病名	受給者数(人)	疾患番号	病名	受給者数(人)
111	先天性ミオパチー	0	166	弾性線維性仮性黄色腫	3
112	マリネスコ・シェーグレン症候群	0	167	マルファン症候群	0
113	筋ジストロフィー	9	168	エーラス・ダンロス症候群	0
114	非ジストロフィー性ミオトニー症候群	0	169	メンゲス病	0
115	遺伝性周期性四肢麻痺	0	170	オクシピタル・ホーン症候群	0
116	アトピー性脊髄炎	0	171	ウィルソン病	0
117	脊髄空洞症	0	172	低ホスファターゼ症	0
118	脊髄髄膜瘤	0	173	V A T E R 症候群	0
119	アイザックス症候群	0	174	那須・ハコラ病	0
120	遺伝性ジストニア	0	175	ウィーパー症候群	0
121	神経フェリチン症	0	176	コフィン・ローリー症候群	0
122	脳表ヘモジドリン沈着症	0	177	ジュベール症候群関連疾患	0
123	禿頭と変形性脊椎症を伴う常染色体劣性白質脳症	0	178	モワット・ウィルソン症候群	0
124	皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症	0	179	ウィリアムズ症候群	0
125	神経軸索スフェロイド形成を伴う遺伝性びまん性白質脳症	0	180	ATR-X症候群	0
126	ペリー症候群	0	181	クルーゾン症候群	0
127	前頭側頭葉変性症	1	182	アペール症候群	0
128	ピッカースタッフ脳幹脳炎	0	183	ファイファー症候群	0
129	痙攣重積型(二相性)急性脳症	0	184	アントレー・ピクスラー症候群	0
130	先天性無痛無汗症	0	185	コフィン・シリス症候群	0
131	アレキサンダー病	0	186	ロスムンド・トムソン症候群	0
132	先天性核上性球麻痺	0	187	歌舞伎症候群	0
133	メビウス症候群	0	188	多脾症候群	0
134	中隔視神経形成異常症/ドモルシア症候群	0	189	無脾症候群	0
135	アイカルディ症候群	0	190	鯉耳腎症候群	0
136	片側巨脳症	0	191	ウェルナー症候群	0
137	限局性皮質異形成	0	192	コケイン症候群	0
138	神経細胞移動異常症	0	193	プラダー・ウィリ症候群	0
139	先天性大脳白質形成不全症	0	194	ソトス症候群	0
140	ドラベ症候群	0	195	ヌーナン症候群	0
141	海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかん	0	196	ヤング・シンブソン症候群	0
142	ミオクロニー欠伸てんかん	0	197	1 p 3 6 欠失症候群	0
143	ミオクロニー脱力発作を伴うてんかん	0	198	4 p 欠失症候群	0
144	レノックス・ガストー症候群	0	199	5 p 欠失症候群	0
145	ウエスト症候群	0	200	第14番染色体父親性ダイソミー症候群	0
146	大田原症候群	0	201	アンジェルマン症候群	0
147	早期ミオクロニー脳症	0	202	スミス・マギニス症候群	0
148	遊走性焦点発作を伴う乳児てんかん	0	203	2 2 q 1 1. 2 欠失症候群	0
149	片側痙攣・片麻痺・てんかん症候群	0	204	エマヌエル症候群	0
150	環状20番染色体症候群	0	205	脆弱X症候群関連疾患	0
151	ラスムッセン脳炎	0	206	脆弱X症候群	0
152	PCDH19 関連症候群	0	207	総動脈幹遺残症	0
153	難治頻回部分発作重積型急性脳炎	0	208	修正大血管転位症	0
154	徐波睡眠期持続性棘徐波を示すてんかん性脳症	0	209	完全大血管転位症	0
155	ランドウ・クレフナー症候群	0	210	単心室症	0
156	レット症候群	0	211	左心低形成症候群	0
157	スタージ・ウェーバー症候群	0	212	三尖弁閉鎖症	0
158	結節性硬化症	0	213	心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症	0
159	色素性乾皮症	0	214	心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症	0
160	先天性魚鱗癬	0	215	ファロー四徴症	0
161	家族性良性慢性天疱瘡	0	216	両大血管右室起始症	0
162	類天疱瘡(後天性表皮水疱症を含む。)	4	217	エプスタイン病	0
163	特発性後天性全身性無汗症	2	218	アルポート症候群	1
164	眼皮膚白皮症	0	219	ギャロウェイ・モワト症候群	0
165	肥厚性皮膚骨膜炎	0	220	急速進行性糸球体腎炎	2

疾患番号	病名	受給者数(人)	疾患番号	病名	受給者数(人)
221	抗糸球体基底膜腎炎	0	280	巨大動静脈奇形(頸部顔面又は四肢病変)	0
222	一次性ネフローゼ症候群	14	281	クリッペル・トレノネー・ウェーバー症候群	1
223	一次性膜性増殖性糸球体腎炎	0	282	先天性赤血球形成異常性貧血	0
224	紫斑病性腎炎	0	283	後天性赤芽球癆	0
225	先天性腎性尿崩症	0	284	ダイヤモンド・ブラックファン貧血	0
226	間質性膀胱炎(ハンナ型)	0	285	ファンconi貧血	0
227	オスラー病	0	286	遺伝性鉄芽球性貧血	0
228	閉塞性細気管支炎	1	287	エプスタイン症候群	0
229	肺胞蛋白症(自己免疫性又は先天性)	0	288	自己免疫性後天性凝固因子欠乏症	0
230	肺胞低換気症候群	0	289	クロンカイト・カナダ症候群	1
231	α 1-アンチトリプシン欠乏症	0	290	非特異性多発性小腸潰瘍症	0
232	カーニー複合	0	291	ヒルシュスプルング病(全結腸型又は小腸型)	0
233	ウォルフラム症候群	0	292	総排泄腔外反症	0
234	ペルオキシソーム病(副腎白質ジストロフィーを除く。)	0	293	総排泄腔遺残	0
235	副甲状腺機能低下症	0	294	先天性横隔膜ヘルニア	0
236	偽性副甲状腺機能低下症	0	295	乳幼児肝巨大血管腫	0
237	副腎皮質刺激ホルモン不応症	0	296	胆道閉鎖症	0
238	ビタミンD抵抗性くる病/骨軟化症	0	297	アラジール症候群	0
239	ビタミンD依存性くる病/骨軟化症	0	298	遺伝性膀胱炎	0
240	フェニルケトン尿症	0	299	嚢胞性線維症	0
241	高チロシン血症1型	0	300	IgG4関連疾患	3
242	高チロシン血症2型	0	301	黄斑ジストロフィー	0
243	高チロシン血症3型	0	302	レーベル遺伝性視神経症	0
244	メープルシロップ尿症	0	303	アッシャー症候群	0
245	プロピオン酸血症	0	304	若年発症型両側性感音難聴	0
246	メチルマロン酸血症	0	305	遅発性内リンパ水腫	0
247	イソ吉草酸血症	0	306	好酸球性副鼻腔炎	8
248	グルコーストランスporter-1欠損症	0	307	カナバン病	0
249	グルタル酸血症1型	0	308	進行性白質脳症	0
250	グルタル酸血症2型	0	309	進行性ミオクローヌスてんかん	0
251	尿素サイクル異常症	0	310	先天異常症候群	0
252	リジン尿性蛋白不耐症	0	311	先天性三尖弁狭窄症	0
253	先天性葉酸吸収不全	0	312	先天性僧帽弁狭窄症	0
254	ポルフィリン症	0	313	先天性肺静脈狭窄症	0
255	複合カルボキシラーゼ欠損症	0	314	左肺動脈右肺動脈起始症	0
256	筋型糖原病	0	315	ネイルパテラ症候群(爪膝蓋骨症候群)/LMX1B関連腎症	0
257	肝型糖原病	0	316	カルニチン回路異常症	1
258	ガラクトース-1-リン酸ウリジルトランスフェラーゼ欠損症	0	317	三頭酵素欠損症	0
259	レシチンコレステロールアシルトランスフェラーゼ欠損症	0	318	シトリン欠損症	0
260	シトステロール血症	0	319	セピアプテリン還元酵素(SR)欠損症	0
261	タンジール病	0	320	先天性グリコシルホスファチジルイノシトール(GPI)欠損症	0
262	原発性高カイロミクロン血症	1	321	非ケト-シス型高グリシン血症	0
263	脳腫黄色腫症	0	322	β -ケトチオラーゼ欠損症	0
264	無 β リポタンパク血症	0	323	芳香族L-アミノ酸脱炭酸酵素欠損症	0
265	脂肪委縮症	0	324	メチルグルタコン酸尿症	0
266	家族性地中海熱	0	325	遺伝性自己炎症疾患	0
267	高IgD症候群	0	326	大理石骨病	0
268	中條・西村症候群	0	327	特発性血栓症(遺伝性血栓性素因によるものに限る。)	0
269	化膿性無菌性関節炎・壊疽性膿皮症・アクネ症候群	0	328	前眼部形成異常	0
270	慢性再発性多発性骨髄炎	0	329	無虹彩症	0
271	強直性脊椎炎	4	330	先天性気管狭窄症/先天性声門下狭窄症	0
272	進行性骨化性線維異形成症	0	331	特発性多中心性キャスルマン病	1
273	肋骨異常を伴う先天性側弯症	0	332	膠様滴状角膜ジストロフィー	0
274	骨形成不全症	0	333	ハッチンソン・ギルフォード症候群	0
275	タナトフォリック骨異形成症	0	334	脳クレアチン欠乏症候群	0
276	軟骨無形成症	0	335	ネフロノ癆	0
277	リンパ管腫症/ゴーム病	0	336	家族性低 β リポタンパク血症1(ホモ接合体)	0
278	巨大リンパ管奇形(頸部顔面病変)	0	337	ホモシスチン尿症	0
279	巨大静脈奇形(頸部口腔咽頭びまん性病変)	0	338	進行性家族性肝内胆汁うっ滞症	0

(2) 特定疾患治療研究事業

平成27年1月から特定疾患治療研究事業は以下の国指定と県指定の特定疾患を対象とした。

(国指定特定疾患)

(令和4年度管内医療費助成受給者数)

疾患番号	病名	対象範囲	受給者数(人)
5	スモン		1
18	難治性の肝炎のうち劇症肝炎	平成26年12月までの認定患者が継続的に認定基準を満たす場合	0
32	重症急性膵炎	同上	0
38	プリオン病	(ヒト由来乾燥硬膜移植によるクロイツフェルト・ヤコブ病に限る)	0
54	重症多形滲出性紅斑(急性期)	平成26年7月～12月の認定患者	0

以上、5つの疾患はすべて重症とみなされるため、対象患者の自己負担は生じない。

(県指定特定疾患)

(令和4年度管内医療費助成受給者数)

疾患番号	疾患名	対象の範囲	利用者数(人)
92	橋本病	18才以上で入院している方	0
95	突発性難聴	入院している方 年齢制限なし	0

ネフローゼ症候群、筋ジストロフィーは平成27年7月1日から指定難病に含まれた。

(3) 難病患者医療相談事業

保健所において、難病患者及びその家族・関係者に、医師による医療及び日常生活に係る相談、指導、助言を行っている。

令和4年度「難病患者医療相談事業」開催状況

実施年月日	内 容	参加者数
令和4年 9月26日	講演 「生活を豊かにするテクノロジーの活用～身近な困りごとの解決～」 講師 株式会社アシテック・オコ 作業療法士 小林 大作 先生	5人

(4) 難病対策地域協議会

難病患者支援の体制整備を図るため、医療、保健、福祉、教育、雇用等の業務に従事する者が、相互に連携を図ることで、難病患者への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関の連携の緊密化を図り、地域の実情に応じた体制について協議を行うことを目的に、平成28年度に難病対策地域協議会を設置した。

令和4年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、開催を中止した。

7 母子保健対策

婚前・妊娠・分娩・新生児・乳幼児期を通じて一貫した体系のもとに、母子保健事業を実施している。母子保健法の一部改正により平成9年4月から、市町村は健康診査、保健指導等の基本的な母子保健事業を実施し、都道府県（保健所）は発達につまずきのある乳幼児及び疾病により長期にわたり療養を必要とする児童の療育についての指導等、専門的・技術的な母子保健事業を実施することとなった。

(1) 思春期保健事業

思春期は身体及び精神の発達面で変化の大きい時期である。昭和61年より高校生を対象に、将来の健康な生活の基盤となる健全な母性・父性の育成と、性に関する正しい知識の普及を目的に体験学習や性教育講座等を実施している。

ア 体験学習

乳幼児健診や親子教室の見学、赤ちゃんのだっこ体験、母親から育児の話聞く等の体験学習と性教育講座を通して生命の尊さや性に関する正しい知識を学ぶとともに、母性・父性の健全な育成を図ることを目的に実施している。

イ ピアエデュケーション

高校生が性に関する正しい知識を学び、それを仲間同士で伝達し正しい予防行動を起こさせることを目的として、講義だけでなくディスカッション形式の手法を取り入れて実施している。

令和4年度は新型コロナウイルス感染症流行による影響で実施せず。

(2) 乳幼児発達・療育相談指導事業

ア 乳幼児保健指導教室（こぐま教室）

平成10年度より、乳幼児健康診査等で経過観察が必要となった乳幼児とその保護者を対象に保健指導教室を実施している。言葉の発達や身体発育に不安を持っている保護者が、子どもと一緒に遊びを通していろいろな経験を積み重ね、遊びの楽しみや友達との関わりを学んでいくことを目的として実施していた。

平成26年度からは「障害児（者）地域療育等支援事業」として、平成27年度からは「在宅リハビリテーション推進強化事業」として、有田地域生活支援センター一つくしに委託している。

イ 発達相談

平成9年度より、乳幼児健診等で専門家による相談を必要とする幼児とその保護者に対して、幼児の健全な発達を支援する目的で実施してきた。管内の全市町で実施されているため、保健所での発達相談は平成28年度をもって終了となった。

ウ 二次健診

乳幼児健診等で、小児科医による専門的な診察を必要とする乳幼児に対して、適切な相談指導を行っている。令和4年度は、計11回実施し、受診者数は延べ60名であった。

令和4年度		(人)								
	合計		言葉の遅れ		精神面の遅れ		身体面の遅れ		その他	
	実	延	実	延	実	延	実	延	実	延
有田市	0	0			0	0				

湯浅町	13	14		13	14		
広川町	10	13		10	13		
有田川町	28	33		28	33		
合 計	51	60		51	60		

エ 療育相談

乳幼児健診等で、整形外科医による専門的な診察及び理学療法士による運動訓練等を必要とする乳幼児に対して、適切な相談指導を行っている。令和4年度は、6回実施し、相談者数は延べ61名であった。

令和4年度

(人)

	合 計		言葉の遅れ		精神面の遅れ		身体面の遅れ		その他	
	実	延	実	延	実	延	実	延	実	延
有田市	2	3					2	3		
湯浅町	16	27					16	27		
広川町	2	2					2	2		
有田川町	15	29					15	29		
合 計	35	61					35	61		

(3) 母子医療対策事業

ア 未熟児養育医療

未熟児は、正常な新生児に比べ生理的に種々の未熟性があり、疾病にもかかりやすく、その死亡率も高いばかりか心身の障害を残すことも多いことから、生後速やかに適切な処置を講ずることが必要である。このため、養育に医療を必要とする未熟児に対して医療の給付を行っている。

なお、未熟児訪問は平成23年度から、養育医療申請窓口は平成25年度から、市町村に移譲された。

イ 育成医療

身体に障害のある児童、又は、現存する疾患を放置すると将来障害を残すと認められる児童であって、手術により確実な治療効果が期待できる場合に医療の給付を行っている。また身体に障害のある児童に対しては補装具の交付や給付も行っている。なお、平成12年度からは申請窓口が市町村に移譲された。

ウ 特定不妊治療費助成事業

平成16年度から、不妊治療のうち体外受精及び顕微授精について、経済的負担軽減を図るために、治療費の一部を助成。平成28年1月からは助成費が増額され、男性不妊治療も対象になった。平成28年度からは、2回目以降の申請について国基準に県独自で上乗せを開始。平成29年度からは市町による助成費の上乗せを開始。令和元年度からは男性不妊治療への助成費を引き上げた。また国の制度拡充に伴い、令和3年1月以降に治療終了したものから、所得制限の撤廃、事実婚を対象に追加、助成回数に対するリセットの導入、助成費の上乗せが適用された。

令和4年度から特定不妊治療が保険対象となり、助成事業は令和4年度にて終了となった。

令和4年度申請者はのべ26名であった。

令和4年度	有 田 市	湯 浅 町	広 川 町	有 田 川 町	合 計
	7	1	3	15	26

(4) 小児慢性特定疾病の医療費助成

子どもの慢性疾患のうち、特定の疾病については、症状や治療期間が長期にわたり、高額な医療費負担が続くこととなるため、児童の健全育成の観点から、その医療費の自己負担分の一部を助成することにより、患児家庭の医療費の負担軽減を図っている。

平成27年1月から「児童福祉法の一部を改正する法律」が施行され、対象疾病については514疾病から704疾病に拡大された。その後平成29年4月に722疾病に、平成30年4月に756疾病に、令和元年7月に762疾病に、令和3年11月には788疾病に拡大された。

令和4年度の医療費助成利用者数は52件（うち新規7件）であった。

疾患群	悪性新生物	慢性腎疾患	慢性呼吸器疾患	慢性心疾患	内分泌疾患	膠原病	糖尿病	先天性代謝異常	血液疾患	免疫疾患	神経・筋疾患	慢性消化器疾患	染色体又は遺伝子に 変化を伴う症候群	皮膚疾患	骨系統疾患	計	疾患群
計	7	5	1	8	10	4	4	2	1	0	5	2	2	1	1	52	計
有田市	2		1	3	7	2	2	1			1		1			20	有田市
湯浅町					1		1				2	1				5	湯浅町
広川町	1			1										1	1	4	広川町
有田川町	4	4		4	2	2	1	1	1		2	1	1			23	有田川町

(5) 子供の事故予防対策事業

母子保健の国民運動計画である「すこやか親子21」では、子供の事故予防の具体的な取り組みとして、家庭内における事故予防対策を浸透させるため、「心肺蘇生法を知っている保護者の割合を100%にすること」を目標として掲げられている。

当管内においても、関係機関の協力により「子どもの事故予防教室」を開催した。

実施年月日	場 所	参加者数	内 容
令和4年11月9日	広川なかよし子ども園	保護者 5名	「赤ちゃんと子どもの事故予防と 応急手当」 湯浅広川消防組合職員・町保健師 ・保健所職員

(6) 不妊専門相談（こうのとり相談）事業

不妊で悩んでいる方々が気軽に相談できる窓口として平成22年7月からこうのとり相談を開設している。

令和4年度は、面接相談（医師0件、医師以外31件）、電話相談16件、メール相談1件であった。

(7) 母と子の健康づくり運動協議会有田支部における地区組織活動

和歌山県母と子の健康づくり運動協議会有田支部では、有田市と有田郡3町の母子保健推進員が連携して、管内の母子保健の向上のため、研修や地域活動を行っている。

母子保健推進会員数（令和4年度） (人)

有田市	湯浅町	広川町	有田川町	合計
39	14	17	50	120

母子保健地域活動事業

(ベビーマッサージ教室・マタニティーヨーガ教室・産後ヨーガ教室)

子育て中の母親がベビーマッサージ等を通じて母子相互のスキンシップを学べ他親との交流により、育児不安の軽減・虐待予防につながることを目的とする。

県からの委託事業として、和歌山県母と子の健康づくり運動協議会有田支部で8回開催した。

開催日	内容	場所	参加者数
令和4年 9月27日	ベビーマッサージ教室	湯浅町子育て支援センター	母子 7組
令和4年10月14日	ベビーマッサージ教室	広川町保健福祉センター	母子 4組
令和4年10月18日	ベビーマッサージ教室	有田川町子育て支援センター	母子 12組
令和4年11月15日	ベビーマッサージ教室	有田川町子育て支援センター	母子 9組
令和4年11月22日	ベビーマッサージ教室	湯浅町子育て支援センター	母子 4組
令和4年11月29日	マタニティーヨーガ教室	有田市保健センター	妊婦 3人
令和4年11月29日	産後ヨーガ教室	有田市保健センター	母 5人
令和4年12月13日	ベビーマッサージ教室	有田川町子育て支援センター	母子 8組

衛生環境課

1 食品衛生対策

飲食物に起因する衛生上の危害を防止し公衆衛生の向上及び増進を図るため、和歌山県食品衛生監視指導計画に基づき、食品営業施設に対する監視指導、管内・県内産を中心とした食品の収去検査及び食品事故（疑いを含む）や苦情等発生時の調査を行うとともに、食品事業者等に対する食品衛生関係講習会の実施及びHACCPに沿った衛生管理の指導等、幅広く食の安全対策を講じている。

また、「食の安心」への取り組みとして、食品表示法の遵守など食品表示に関する指導及び相談業務を行っている。

(1) 食中毒予防対策

ア 主な対策事業

(ア) 集団給食施設に対する監視

管内施設の立入調査・指導を実施

給食施設数……学校12件、保育所17件

※ 令和4年度は新型コロナウイルス感染症の影響で、例年実施している病院や社会福祉施設への立入検査は実施していない。

(イ) 大規模小売店舗、旅館、仕出し・弁当取扱施設に対する監視

大規模食中毒の発生を未然に防止するため重点的に監視を実施

(ロ) 食品衛生講習会……食品営業者、食品衛生責任者、給食従事者等を対象に実施

令和4年度食品衛生講習会実施状況

講習会実施回数	参加人数
6回	361名

令和4年度食品衛生責任者講習会（令和4年4、5、9、11月実施）

受講者数 67名

(ハ) 消費者への食中毒予防啓発

リーフレットや広報誌等により実施

(ニ) 食品衛生協会の食品衛生指導員による巡回指導を支援

夏期に旅館飲食店、仕出し・弁当調整施設、魚介類販売店等を対象に実施

イ 過去5年間食中毒発生状況

食中毒発生時には、被害の拡大防止、原因究明の調査を実施し、原因施設に対して再発防止のための施設の改善や衛生管理の指導を行うとともに、自主衛生管理の徹底について重ねて指導している。

過去5年間での管内食中毒発生事例は次の2件である。

年度	発生日	患者数	原因食品	病因物質	原因施設
H30	(事件なし)				
R01	10月	3	10月24日に原因施設で提供された食事	カンピロバクター	飲食店
	12月	4	12月19日に原因施設で提供された食事	カンピロバクター	飲食店
R02	(事件なし)				
R03	(事件なし)				
R04	(事件なし)				

ウ 営業施設状況及び施設監視件数

営業施設状況及び営業者に対する監視指導状況は次のとおりである。

(監視指導計画に基づく必要監視数に対する監視率は98%)

食品衛生監視指導実施状況

(令和4年度)

	監視 対象 施設	必要 監視数 ①×(3~0.5)	監視 結果	監視 率 (%)
Aランク施設 (年間3回以上)	1	3	1	33
前年度に法違反による行政処分を受けた施設・苦情原因施設	1	3	1	33
Bランク施設 (年間2回以上)	78	156	104	67
飲食店営業のうち大量調理施設	7	14	8	57
集団給食施設 (病院、学校、福祉施設等) のうち大量調理施設	3	6	3	50
と畜場	0	0	0	0
食肉処理業	10	20	19	95
食鳥処理場	5	10	9	90
乳製品製造業	2	4	0	0
食肉製品製造業	2	4	1	25
食用油脂製造業	0	0	0	0
マーガリン、ショートニング製造業	0	0	0	0
添加物製造業 (規格あり)	2	4	0	0
乳処理業	1	2	0	0
特別牛乳搾取処理業	0	0	0	0
集乳業	0	0	0	0
魚肉ねり製品製造業	5	10	6	60
乳酸菌飲料製造業	0	0	0	0
清涼飲料水製造業	17	34	24	71
水産製品製造業	22	44	32	73
複合型そうざい製造業	1	2	1	50
複合型冷凍食品製造業	1	2	1	50
Cランク施設 (年間1回以上)	832	832	699	84
飲食店営業 (大量調理施設、簡易な営業を除く)	533	533	466	87
菓子製造業	119	119	98	82
あん類製造業	1	1	1	100
アイスクリーム類製造業	15	15	12	80
豆腐製造業	1	1	0	0
麺類製造業	5	5	3	60
そうざい製造業	45	45	39	87
食品の放射線照射業	0	0	0	0
食品の冷凍冷蔵業 (冷凍食品を製造する施設に限る)	11	11	8	73
氷雪製造業	3	3	2	67
液卵製造業	0	0	0	0
冷凍食品製造業	3	3	3	100
漬物製造業	9	9	4	44
集団給食施設 (大量調理施設を除く)	37	37	28	76
フグ処理施設	50	50	35	70

Dランク施設 (2年に1回以上)	243	122	201	165
缶詰びん詰食品製造業	40	20	19	95
魚介類販売業	82	41	70	171
食肉販売業	54	27	60	222
魚介類競り売り営業	4	2	1	50
酒類製造業	7	4	0	0

みそ製造業	23	12	12	100
醤油製造業	7	4	9	257
みそ又はしょうゆ製造業	10	5	7	140
ソース類製造業	3	2	3	150
納豆製造業	0	0	0	0
食品の小分け業	4	2	8	400
密封包装食品製造業	9	5	12	267
Eランク（3年に1回以上）	175	58	71	122
飲食店営業のうち簡易な営業	164	55	66	121
喫茶店営業	11	4	5	136
Fランク（5年に1回以上）	407	81	149	183
飲食店営業（露店・自動車・自販機）	36	7	13	181
喫茶店営業（露店・自動車・自販機）	21	4	4	95
菓子製造業（露店・自動車）	1	0	0	0
魚介類販売業（自動車）	7	1	2	143
食肉販売業（自動車）	0	0	0	0
調理の機能を有する自動販売機	1	0	0	0
乳搾取業	0	0	0	0
営業届出業種	341	68	130	191
計	1,736	1,252	1,225	98

エ ふぐ処理施設 (令和5年3月31日)

業種	施設数	処理者数	年度内新設数	年度内廃止数
飲食店営業	30	34	2	0
魚介類販売業	18	20	0	0
水産製品製造業	2	2	1	0
魚介類競り売り営業	1	1	0	0
計	51	57	3	0

オ 食品衛生法違反による処分等件数

令和4年度の食品衛生法違反による指導件数は1件である。

カ 食品苦情・相談件数

令和4年度の食品事故疑い苦情・相談件数は14件である。

(2) 適正表示対策

ア 表示相談

当課に「食品表示相談ワンストップ窓口」を設置し、食品表示法に基づく適正表示の徹底を図っている。

令和4年度の食品表示相談受付件数は以下のとおりである。

	相談件数	法令別相談件数内訳								延べ相談件数
		食品表示法			健康増進法(誇大表示)	景品表示法	薬機法	計量法	その他	
		衛生	健康	品質						
事業者	60	53	10	7	16	6	3	0	0	95
消費者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
印刷業者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	60	53	10	7	16	6	3	0	0	95

イ 違反及び処分件数

令和4年度、管内の県域業者による食品表示法違反はなかった。

なお、市町村域業者にかかる違反については、平成22年4月より市町村の事務として権限移譲された。

(3) 食鳥処理事業の規制

管内には、年間処理羽数が30万羽以下の認定小規模食鳥処理業者が5施設あり、食鳥処理衛生管理者による自主確認が行われている。

(令和4年度)

	施設数	処理羽数
認定小規模食鳥処理場	5	159,373

2 生活衛生対策

(1) 生活衛生営業施設指導

住民の日常生活に深い関係をもつ旅館、公衆浴場、理容所、美容所及びクリーニング所等の生活衛生施設については、公衆衛生の維持及び向上が図られるよう関係法令が定められており、これらの法令に基づく施設の許認可事務等を行うとともに、施設に対する監視指導を実施している。

生活衛生関係営業許可・届出施設数

(令和5年3月31日現在)

業 種		有田市	湯浅町	広川町	有田川町	計
旅館業法	旅館・ホテル	21	21	6	6	54
	簡易宿所	8	20	12	26	66
住宅宿泊事業法届出施設		0	0	1	0	1
公衆浴場		2	4	2	6	14
理容所		43	18	6	38	105
美容所		76	37	18	86	217
クリーニング所		12	8	2	8	30

(2) 建築物衛生管理指導

多数の者が利用又は使用する店舗、事務所、旅館、集会所など一定規模以上の特定建築物は、建築物衛生法の対象とされ空気環境の調整、給水及び排水の管理等、同法による建築物環境衛生管理基準が適用されている。

これら特定建築物内の人が健康を損なったり、そのおそれが発生することのないよう、環境衛生上良好な状態を維持することが管理権原者の義務である。このため必要に応じて報告徴収、立入検査等を実施するものとし、その状況に応じて改善命令等の措置を行う。

ア 特定建築物届出状況

(令和5年3月31日現在)

	有田市	湯浅町	広川町	有田川町	計
事務所	2	2	1	1	6
店舗	3	1	0	4	8
旅館	0	0	1	0	1
その他	2	0	0	1	3
計	7	3	2	6	18

- イ 建築物管理事業登録業者数
 - (ア) 建築物飲料水貯水槽清掃業 4 件
 - (イ) 建築物環境衛生総合管理業 0 件
 - (ウ) 建築物清掃業 1 件
 - (エ) 建築物ねずみ昆虫等防除業 3 件
 - (オ) 建築物飲料水水質検査業 1 件

3 水道関係施設指導

(1) 水道普及率及び施設数

有田川水系は、水質が良好で水量的にも充分あるが、広川水系については、水量が少ないため、湯浅町では有田川町から水道用水の供給を受けている。

普及率は人口の多い海岸地域は高率だが、山間地域では過疎化が進み水道管布設が困難なため低率となっており、各市町は未普及地域解消の推進を図っている。

水道施設一覧 (令和3年度)

	給水量 (m ³ /日)	給水人口 (人)
有田市	15,548	26,482
有田市上水道	15,548	26,482
湯浅町	8,257	13,506
湯浅町上水道	8,257	13,506
広川町	2,225	4,355
広川簡易水道	2,225	4,355
有田川町	7,794	24,966
有田川町上水道	5,254	16,563
金屋地区簡易水道	737	2,588
金屋北地区簡易水道	353	1,359
吉原簡易水道	561	1,255
岩倉簡易水道	82	287
釜中地区簡易水道	80	206
西ヶ峯地区簡易水道	132	576
早月簡易水道	29	145
五西月北地区簡易水道	20	91
清水簡易水道	546	1,896

(2) 検査指導状況

ア 水道事業

毎月の定期水質検査、概ね3か月ごとの省略不可能項目検査、年1回の基準項目検査及び水質管理目標設定項目等については、指定検査機関で実施されており、施設の立入検査については年2回実施している。

また、河川水質事故(詳細は9の(6))発生時には水道事業所等と連携を密にして安全な水道水が供給されるようにしている。

イ 簡易専用水道

貯水槽水道施設のうち貯水槽有効水量が10立方メートルを超える施設が届出対象であり、管内設置届出件数は38件である。

年1回の法定定期検査は保健所又は民間検査機関で行われ100%の施設が受検したことを確認している。

4 狂犬病予防及び動物愛護

「狂犬病予防法」に基づく犬の登録原簿の管理は市町村事務であるが、平常時の狂犬病予防対策及び発生時の対処については県が実施している。

また、「動物の愛護及び管理に関する法律」及び「和歌山県動物の愛護及び管理に関する条例」に基づき、県民への動物の愛護や適正飼養に関する知識の普及啓発に努めている。

さらに、ペットショップをはじめとする動物取扱業者に対しては、登録制度により営業実態を把握し、施設への立入指導を行い、動物から人へ感染する病気の予防、動物の習性に応じた適正飼養の指導助言を実施している。

一方、動物保護管理業務については、和歌山県動物愛護センターとの連携により野犬の保護、迷い犬・ねこの引取り、負傷動物の収容（犬・ねこ等）を行い、動物による人の生命・身体・財産に対する侵害防止や生活環境の向上に努め、適正飼養の推進を行っている。

(1) 犬の登録・狂犬病予防注射済票交付数

市町と協力し、予防注射を受けさせていない飼い主への啓発を行っている。しかし、管内の狂犬病予防注射率は63.7%と低値を示している。

(令和4年度)

	有田市	湯浅町	広川町	有田川町	計	前年比
年度末全登録数	1,189	403	275	1,298	3,165	-18
年度内新規登録数	86	26	15	94	221	+3
死亡届出数	90	33	49	98	270	+45
転出届出数	2	2	1	7	12	-7
転入届出数	13	5	6	15	39	+8
不明犬頭数(*)	0	0	0	0	0	-2
狂犬病予防注射済票交付数	696	268	170	882	2,016	-101
注射実施率(%)	58.5	66.5	61.8	68.0	63.7	-2.8

*飼い主の転居先が不明で、生後20年を経過しているもの

(2) 令和4年度動物保護管理実績

ア 動物に関する苦情受理件数

和歌山県動物愛護センター及び各市町と協力して、飼い主に対する適正管理、畜犬登録及び狂犬病予防注射の実施についての指導を行っている。

(ア) 受付別

住民など(直接)	157
県機関	5
他機関(市町)	14
計	176

(イ) 苦情の種類別(重複有り)

	犬	猫	その他	合計
抑留	11			11
犬の放し飼い	1			1
鳴き声	9	4	0	13
家屋・田畑荒らし	0	10	0	10
糞尿	0	10	0	10
恐怖	0	0	0	0

所有者引取り	6	7	0	13
拾得者引取り	1	21	0	22
負傷収容	0	11	0	11
迷い犬猫	8	6	0	14
失踪犬猫	7	17	0	24
飼育指導	5	16	0	21
咬傷事故	2	0	0	2
遺棄	0	0	0	0
虐待	1	0	1	2
餌やり行為	0	17	0	17
その他	1	11	1	13
合計	52	130	2	184

イ 犬・猫の保護・引取り・負傷収容頭数 及び 返還頭数

	犬			猫		
	成	仔	合計	成	仔	合計
抑留 ※	8		8			
引取り *						
所有者	5	0	5	0	0	0
拾得者	1	0	1	4	52	56
負傷収容 *	0	0	0	2	10	12
処分依頼	0	0	0	0	0	0
収容合計	14	0	14	6	62	68
返還						
抑留犬 ※	5		5			
引取り *	0	0	0	0	0	0
引取り取下げ	0	0	0	0	0	0
自然死	0	0	0	0	1	1
殺処分	0	0	0	0	0	0
動物愛護センターへ搬送	9	0	9	6	62	68
合計	14	0	14	6	63	69

※狂犬病予防法に基づき保護、返還した犬

*動物の愛護及び管理に関する法律に基づき引取り、負傷収容、返還した動物

ウ 地域猫対策の推進

平成29年度から、生活環境の保全と猫の殺処分頭数の削減を目的に「和歌山県動物の愛護及び管理に関する条例」に基づく地域猫対策の認定を行っており、認定された地域には、不妊去勢手術費用の助成、捕獲用オリの貸し出し等の支援を行っている。

(令和5年3月31日現在)

	有田市	湯浅町	広川町	有田川町	合計
認定地域数	52	34	18	31	135
地域猫頭数	331	306	158	268	1,063

(3) 令和4年度咬傷事故等件数

事故発生件数は2件であった。

(4) 動物取扱業登録数

(令和5年3月31日現在)

		有田市	湯浅町	広川町	有田川町	計	
第一種 動物取 扱業	事業所数	10	4	2	11	27	
	業 種 数	保管(ホテル・美容)	6	3	1	7	17
		販売(小売・繁殖)	5	4	2	8	19
		展示	1	0	0	1	2
		訓練	3	0	0	0	3
		貸出	0	0	0	2	2
		計	15	7	3	18	43
第二種 動物取 扱業	事業所数	0	0	0	1	1	
	業 種 数	譲渡し	0	0	0	1	1
		保管	0	0	0	1	1
		計	0	0	0	2	2

※管内に、上記5業種以外の第一種動物取扱業者及び上記2業種以外の第二種動物取扱業者の登録はない。

5 医薬品等取締

(1) 医薬品及び医療機器等取締

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づき、薬局及び医薬品販売業等の許認可事務等を行うとともに、医薬品、医薬部外品、化粧品及び医療機器の適正管理等について監視指導を行っている。また、医薬品の適正使用を目的に、一般住民を対象に講習会を実施するなど啓発に努め、地域に密着した健康情報の拠点として、薬局に「健康サポート薬局」の機能を備えるよう働きかけている。

令和4年度薬局等許可等施設数及び監視実績

業種	許可(届出)施設数					監視件数 (延べ)
	有田市	湯浅町	広川町	有田川町	計	
薬局	13	4	1	13	31	24
薬局製剤製造業	2	1	1	2	6	4
薬局製剤製造販売業	2	1	1	2	6	4
店舗販売業	5	5	1	7	18	10
配置販売業	1	0	0	0	1	1
卸売販売業	3	1	1	0	5	2
高度管理医療機器販売業等	11	7	1	5	24	16
管理医療機器販売業等	54	29	7	58	148	35

※ 薬局等許可等施設数は令和5年3月末日現在

(2) 毒物劇物取締

毒物及び劇物取締法に基づき、毒物劇物営業の登録事務を行うとともに、毒物及び劇物による危害防止のため、販売業者等に対し管理等の監視指導を行っている。

また、例年6月に全国で農薬危害防止運動が展開されるが、農薬には毒物劇物に該当するものがあることから、農業水産振興課と合同で農薬危害防止運動に参加し、農薬販売店や農家に注意喚起を行っている。

令和4年度毒物劇物営業登録施設数及び監視実績

業種	登録施設数					監視件数 (延べ)
	有田市	湯浅町	広川町	有田川町	計	
毒物劇物製造業	2	1	0	0	3	1
毒物劇物輸入業	1	0	0	0	1	0
毒物劇物一般販売業	16	8	3	16	45	14
毒物劇物農薬品目販売業	4	4	1	12	21	17
毒物劇物特定品目販売業	1	1	0	0	2	0

※ 毒物劇物関係登録施設数は令和5年3月末日現在

(3) 麻薬等取締

麻薬取扱者等の免許経由事務（令和2年度から一部免許事務となる）を行うとともに、麻薬及び向精神薬取締法に基づき、麻薬の適正管理がなされるよう、麻薬業務所の監視指導を実施している。また、向精神薬や覚醒剤取締法で規制される覚醒剤原料についても適正管理されるよう、診療施設及び薬局に監視指導を実施している。

令和4年度麻薬業務所数及び監視実績

麻薬業務所	施設数					監視件数 (延べ)
	有田市	湯浅町	広川町	有田川町	計	
麻薬診療施設（病院）	2	1	0	3	6	6
麻薬診療施設（診療所）	8	6	1	10	25	1
麻薬診療施設（動物病院）	2	0	0	2	4	0
麻薬小売業者（薬局）	13	5	1	11	30	16

※ 麻薬業務所数は令和5年3月末日現在

6 薬物乱用防止

社会問題の一つである薬物乱用の拡大を防ぐために、有田地域の薬物乱用防止指導員及び関係公的機関で組織される薬物乱用防止指導員有田地区協議会等の協力の下、イベントなどあらゆる機会を捉えて、地域住民への薬物乱用防止啓発及び薬物に関する正しい知識の普及を行っている。特に、若年層への早期の教育を重視し、学校における薬物乱用防止教室の開催に講師派遣等の協力を行っており、今後も関係機関と協力し、全ての中学・高等学校において薬物乱用防止教室を実施していく。

また、法令で栽培が規制される大麻及びけしについては国内で自生することがあり、不法栽培や乱用につながるおそれがあることから、例年4月中旬から6月にかけて、不正大麻けし撲滅運動を実施し、住民に注意喚起を行っている。当保健所管内においては、例年けしの自生が見られ、確認した場合は抜去し処分を行っている。

令和4年度薬物乱用防止啓発等実績

月日	実施事項等
10月25日	わかやまNO!DRUG!フェスティバル（湯浅町立湯浅中学校）
通年	薬物乱用防止教室（各小学校・中学校・高等学校）

7 献血推進

血液製剤の安定供給の確保を図るため、安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律に基づき、各市町及び県赤十字血液センター等と連携し、住民に対し献血思想の普及啓発及び献血への協力の呼びかけを実施している。また、将来にわたって安定的な献血を確保するため、若年層の献血協力者を増やすことを目標に、管内高等学校に対し県が実施する高校生献血学習の時間を設けていただくよう、働きかけている。

令和4年度献血推進啓発等実績

月日	実施内容
7月23日	愛の献血助け合い運動街頭啓発（スパセンターオーグ有田川店）
1月	はたちの献血キャンペーン（各市町へ成人式用啓発資材提供）
11月16日	高校生献血学習（県立箕島高等学校）
3月14日	高校生献血学習（県立有田中央高等学校）

（参考）令和4年献血実施状況（令和4年1月～12月）

（単位：人）

	稼働数※	受付数	採血者数(前年比)	採 血		
				400mL	200mL	成分献血
管内	44	2,101	1,929 (98.5%)	1,836	93	0
県全体	915	46,117	42,422 (96.2%)	31,029	1,533	9,860
移動採血車	609	32,720	29,763 (97.6%)	28,393	1,370	0
献血ルーム	306	13,397	12,659 (94.1%)	2,636	163	9,860

※ 稼働数：移動採血者では配車台数×日数、献血ルームでは開設日数

8 骨髄バンク及び臓器移植普及推進

白血病や再生不良性貧血等の血液疾患の方に対する有効な治療方法である骨髄移植を推進するため、公益社団法人日本骨髄バンクに協力し、骨髄バンク普及啓発を実施するとともに、月2回（第2・第4火曜日）、保健所においてドナー登録の受け付けを行っている。また、管内への献血バスの配車に合わせて、和歌山県赤十字血液センター等の協力の下、献血併行型骨髄バンクドナー登録会を実施している。令和2年度は、新型コロナウイルス感染対策のため登録会を実施していない。

また、臓器移植普及については多くの方々に理解を深めていただくため、臓器移植推進月間等において啓発を行い、臓器提供意思表示カード等の配布を行っている。

骨髄バンクドナー登録実績

年度	登録者数	
	保健所受付	献血併行型
H30	2	13
R1	1	44
R2	0	0
R3	0	7
R4	0	3

9 浄化槽関係

河川や海的主要な汚染源が生活排水であることから、公共用水域の水質保全対策として生活排水等をし尿と併せて処理する合併処理浄化槽の推進が図られている。

なお、浄化槽の適正管理及び設置に係る届出受理等の業務については平成22年4月から市町村に権限が委譲されており、県では、浄化槽保守点検業を行う者の登録、変更届の受理業務等を行っている。

◎浄化槽保守点検業者登録状況 (令和5年3月31日現在)

	有田市	湯浅町	広川町	有田川町	計
登録業者数	13	5	2	5	25

登録業者の主たる事務所の所在地が管内にあるもののみ

10 公害対策

(1) ばい煙等及びダイオキシン類の対策

工場及び事業場から発生するばい煙等（ばい煙、粉じん、排水）の排出を規制している。

また、ダイオキシン類による環境汚染防止のため、焼却炉及び廃棄物の燃焼行為の規制をしている。

なお、悪臭、騒音、振動の届出については、令和2年4月1日から市町村へ事務委譲。

管内特定施設届出事業所数 (令和5年3月31日現在)

区 別	事業所数*	規 制 法 令
水質汚濁	347	水質汚濁防止法・県公害防止条例
大気汚染	粉じん	大気汚染防止法・県公害防止条例
	ばい煙	
	ダイオキシン関連	ダイオキシン特別措置法
有害物質	6	県公害防止条例

*事業所数は各区分で重複する場合がある

(2) その他調査

工場排水、地下水などの現状調査等を実施している。

(3) 令和4年度 苦情・相談件数（河川水質事故を除く）

県民から寄せられる大気、水質、騒音、振動、悪臭といった公害に係る苦情解決に努めている。

令和4年度における苦情受理件数は6件である。

市町別

有田市	湯浅町	広川町	有田川町	計
2	1	1	2	6

内容別

大気汚染	水質汚濁	騒音	振動	悪臭	その他
0	5	0	0	0	1

(4) 令和4年度 河川水質事故件数

河川における魚のへい死や油流出事故に対処している。

令和4年度における河川水質事故件数は8件である。

月別

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年計
件数	0	1	1	3	1	0	1	0	0	0	1	0	8

市町別

有田市	湯浅町	広川町	有田川町
3	2	0	3

11 廃棄物・リサイクル対策

(1) 一般廃棄物処理対策

事業活動に伴って発生する産業廃棄物を除いた一般廃棄物の処理は、市町村が主体となっている。

ア 一般廃棄物処理施設

設置主体	施設施設	所在地	処理方式	構成市町	備考
			処理能力(t/日)		
有田周辺広域圏事務組合	環境センター	有田川町 上中島927	ストーカー式 100	有田市 ・有田川町	平成11年度 供用開始
有田衛生施設事務組合	リユースなぎ	湯浅町 湯浅2350	R D F 30	湯浅町 ・広川町	平成18年度 から休止中

イ ごみの排出量及び処理状況

(令和3年度実績)

	計画収集人口 (人)	ごみ総排出量 (t/年)	1人1日 あたりごみ排出量 (kg)	内 訳 (t)						直接搬 入ごみ	集団 回収	
				収集ごみ					粗大 ごみ			その 他
				可燃 ごみ	不燃 ごみ	資源 ごみ	粗大 ごみ	その 他				
有田市	26,831	8,959	0.915	6,621	315	752	94	0	840	337		
湯浅町	11,456	3,311	0.792	2,086	0	729	0	0	352	144		
広川町	6,800	1,679	0.676	990	151	241	0	0	98	199		
有田川町	25,988	7,500	0.791	4,224	443	1,098	75	204	1,648	12		

ウ し尿処理施設

建設主体	施設名称	所在地	処理能力 (kL/日)	構成市町	備考
有田周辺広域圏事務組合	クリーンセンター	有田川町 長谷川1552	84	有田市 ・有田川町	昭和60年度 供用開始
有田衛生施設事務組合	リユースなぎ	湯浅町湯浅 2350	38	湯浅町 ・広川町	平成17年度 供用開始

(2) 産業廃棄物処理対策

ア 産業廃棄物処理業許可件数

(令和5年3月31日現在)

	有田市	湯浅町	広川町	有田川町	計
収集運搬業	58	26	17	83	184
処 分 業	5	3	1	6	15

イ 廃棄物不法投棄パトロールによる発見件数

令和3年度に比べ増加したが、令和2年度（産業廃棄物4件、一般廃棄物33件）と同程度であった。

(令和4年度)

	有田市	湯浅町	広川町	有田川町	計
産業廃棄物	0	0	1	0	1
一般廃棄物	10	5	8	18	41

ウ 違反及び処分件数

廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反事例（一般廃棄物に係る事例を除く）では、行為者に口頭注意、指導を行った。なお、刑事告発・行政代執行に至る事例はなかった。

(令和4年度)

	有田市	湯浅町	広川町	有田川町	計
不法投棄	0	0	0	0	0
不適正処理 (保管基準違反等)	0	0	1	1	2
野外焼却	1	1	2	1	5

(3) 和歌山県ごみの散乱防止に関する条例

和歌山県では令和2年度から標記の条例に基づき、環境監視員によるパトロールを実施している。

令和4年度は140日間パトロールを実施し、口頭での指導を8件行っている。なお、条例に基づく回収命令や過料の徴収はなかった。

捨てられたごみの種類は、たばこの吸い殻6件、空き缶1件、その他1件だった。

(4) リサイクル関連事業

ア 第一種フロン類充填回収業登録業者

業務用エアコン、冷凍・冷蔵機器からフロン類を充填・回収する業者は都道府県の登録を受けなければならない。また、年度ごとの充填・回収量の実績を都道府県に報告する義務がある。管内でこの登録を受けている業者は、令和4年度末で7業者である。

(令和5年3月31日現在)

	有田市	湯浅町	広川町	有田川町	計
業者数	2	1	0	4	7

イ 自動車引取業及びフロン回収業登録等業者数

使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）により使用済自動車引取業者、フロン類回収業者登録等が義務づけられている。

(令和5年3月31日現在)

	有田市	湯浅町	広川町	有田川町	計
自動車引取業	12	6	2	16	36
フロン回収業	1	0	0	3	4
解体業・破砕業	1	0	0	6	7

(5) 産業廃棄物の保管及び土砂等の埋立て等の不適正処理防止に関する条例

ア 産業廃棄物の自己物の保管

100㎡以上の土地に自らの産業廃棄物を保管する場合について、保管の届出を義務づけている。なお、300㎡以上の土地に建設工事に伴い生ずる産業廃棄物を保管する場合は廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)の届出が義務付けられている。

令和4年度中の保管の届出件数は、条例0件、法律2件。

イ 特定事業許可業者

土砂等の埋立て等のうち、埋立て等をする区域以外の場所から採取された土砂等で埋立て等を行う事業であって、その区域の面積が3,000㎡以上のものを、条例では「特定事業」として、あらかじめ知事の許可が必要な行為としている。

○令和5年3月31日現在で3業者が許可を取得(事業完了済みを除く)

○特定事業を行う場合、土砂の搬入毎に届出を提出(令和4年度は185件)

12 自然環境保全

(1) 自然公園

自然公園は、優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図ることを目的として指定されている。

自然公園内は、地域の自然環境を守る観点から特別地域と普通地域に区分され、地域ごとに規制を受ける行為を定めている。係る行為については、特別地域においては許可制、普通地域においては事前届出制となっている。

令和4年度は、管内において5件の許可を行った。

管内の自然公園一覧

公園種別	名称	所在地	面積
国定公園 (環境大臣指定)	高野龍神	有田川町(旧清水町)	849ha
県立自然公園 (県知事指定)	生石高原	有田川町(旧金屋町、旧清水町)	202ha
	西有田	有田市、湯浅町、広川町	218ha
	城ヶ森銚尖	有田川町(旧清水町)	483ha

ア 自然環境保全地域

有田市の立神社社寺林が指定されており、森林の適正な保全を図っている。

イ 自然環境保護・保全活動

管内自然公園の保護とその適正な利用の推進のため、国定公園においては、環境省委嘱の自然公園指導員(2名)が、また、県立自然公園においては、県委嘱の和歌山県自然公園指導員(2名)が巡視等の任務に携わっている。

また、県及び各市町の職員が第1種自然保護監視員として、和歌山県自然公園指導員等の協力を得て、自然公園の保護及び利用、その他自然環境の保全に係る活動を推進している。

(2) 鳥獣保護

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(鳥獣保護管理法)に基づき、管内4名の鳥獣保護管理員の協力を得て、野生鳥獣の保護に関する業務を行っている

る（鳥獣害対策及び狩猟に関する業務は、振興局農業水産振興課）。

ア 鳥獣保護区等の指定

鳥獣の保護繁殖を図るため、鳥獣保護区が指定されており、保護区内では鳥獣の捕獲が禁止されている。また、銃器を使用した捕獲に伴う危険の予防又は静穏の保持のため、特定猟具（銃）使用禁止区域が指定されている。

管内の鳥獣保護区一覧 (令和5年3月31日現在)

名称	所在地	面積	指定期間
初島	有田市	360ha	H29.11/1~R9.10/31
広川西部	広川町	340ha	H27.11/1~R7.10/31
南生石	有田川町（旧金屋町）	180ha	H30.11/1~R10.10/31
近井	有田川町（旧清水町）	887ha	H28.11/1~R8.10/31
楠本	有田川町（旧清水町）	140ha	H28.11/1~R8.10/31
嵯峨	有田川町（旧清水町）	151ha	R2.11/1~R12.10/31
有田川	有田市 有田川町（旧吉備町、旧金屋町）	790ha	H30.11/1~R10.10/31
城山	有田川町（旧清水町）	6ha	H25.11/1~R5.10/31
地ノ島・沖ノ島	有田市	75ha	H27.11/1~R7.10/31

管内の特定猟具（銃）使用禁止区域 (令和5年3月31日現在)

名称	所在地	面積	指定期間
霊巖寺	広川町	12ha	R2.11/1~R12.10/31
吉備中央	有田川町（旧吉備町）	615ha	R4.11/1~R14.10/31
吉備東部	有田川町（旧吉備町）	233ha	H25.11/1~R9.10/31
吉原	有田川町（旧金屋町）	103ha	H25.11/1~R5.10/31

イ 傷病鳥獣の保護

傷病野生鳥獣に対し迅速かつ適切な治療（指定救護医等へ搬送）及び処置を行い、回復後放鳥獣を行っている。

令和4年度傷病野生鳥獣収容数

市町別

有田市	湯浅町	広川町	有田川町	その他	計（前年度比）
3	3	1	1	0	8（+1）

鳥獣別

フクロウ、イタチ、コノハズク、トビ、メジロ、ミミズク、ムクドリ、キジバト

ウ 野鳥密猟取締りの実施

毎年、鳥獣保護管理員とともに、管内各市町一円で野鳥密猟取締りを実施している。

エ ガンカモ類鳥類生息調査

1月に、渡来数が多い主要な河川等（管内47地点）でガンカモ類の生息調査を行っている。

オ ツキノワグマ保護管理

紀伊山地におけるツキノワグマの生息数は激減しており、県内では、ごく限られた地域で確認されるだけである。目撃や錯誤捕獲があった場合、「和歌山県ツキノワグマ保護管理指針」により、適正な保護管理を図っている。

カ 特定外来生物

特定外来生物は、外来生物であって、生態系、人の生命・身体、農林水産業への被害を及ぼすもの、又は及ぼす恐れがあるものの中から指定される。外来生物法では、特定外来生物の飼育、保管、運搬などを規制するとともに、防除を進めることで、被害発生の防止を図っていくこととされている。

管内においては、アライグマによる農作物被害が著しいことから、平成18年度から各市町がアライグマに係る防除実施計画を策定し防除に努めている。

キ 野鳥における高病原性鳥インフルエンザのサーベイランス

高病原性鳥インフルエンザが疑われる死亡野鳥の通報に対応し、振興局関係部局及び紀北家畜保健衛生所と連携し、野鳥における高病原性鳥インフルエンザの早期発見に取り組んでいる。

(3) 温泉の利用・泉源の保護

温泉法は、国民共有の貴重な天然資源である温泉を保護し、その適正な利用の確保を図り、もって公共の福祉の増進に寄与することを目的に制定されている。温泉の掘削・増掘、動力の装置、温泉の採取は、法に基づき都道府県知事の許可が必要である。また、温泉を公共の浴用・飲用に供しようとする場合も同様である。

管内では、各市町毎に温泉施設があり、健康増進に寄与している。

(令和5年3月31日現在)

市 町 名	有 田 市	湯 浅 町	広 川 町	有 田 川 町	計	
泉 源 数	1	3	3	3	10	
温泉利 用許可	浴用	1	6	7	5	19
	飲用	0	0	0	0	0